

環 境 白 書

[令和4年版]



目 次

第1部 環境行政の展望	1
第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策	2
第1章 脱炭素社会づくり	2
1-1 地球温暖化対策（緩和策）の推進	2
1-2 気候変動適応策の普及推進	8
第2章 人と自然が共生する地域づくり	10
2-1 生物多様性の保全	10
2-2 自然の恵みがもたらす地域資源の活用	16
第3章 循環型社会づくり	20
3-1 プラスチックごみ対策の推進	20
3-2 廃棄物の4Rと適正処理の促進	23
第4章 安全・安心で快適な環境づくり	29
4-1 大気環境の保全	29
4-2 水環境の保全	32
4-3 環境保健の推進	37
4-4 快適で美しいまちの保全	39
第5章 環境保全のための共通的取組	42
5-1 行動と参画・協働の推進	42
5-2 各種施策の基盤となる施策の充実	46
第3部 長崎県環境基本計画の進捗管理	49
1-1 計画の概要	49
1-2 計画の進捗管理	49
1-3 施策の令和3年度取組内容（実績）	54

第1部 環境行政の展望

本県は、多くの有人無人の島々を有し、複雑で変化に富んだ海岸線は北海道に次ぐ長さを誇ります。陸域では雲仙山系や多良山系を有し、我が国で初めて指定された雲仙天草国立公園をはじめとする2つの国立公園や国定公園、県立自然公園やその周辺では、希少な野生動植物が生息・生育するなど、海、山ともに豊かな自然に恵まれています。また、古くから海外との交流によって培ってきた多くの歴史的文化的遺産を有するなど、豊かな環境に恵まれています。

この豊かな環境を将来へ引継ぎ、地球温暖化や越境大気汚染、漂流・漂着ごみ、閉鎖性水域の水質保全などの課題に対応していくため、環境分野における施策の方向性を定めた「長崎県環境基本計画」を策定しています。

令和3年3月に策定した「第4次長崎県環境基本計画」では、持続可能な開発目標(SDGs)の普及など社会経済情勢の変化を踏まえつつ、めざすべき環境像を「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定めています。

このめざすべき環境像の実現に向けて、県として横断的かつ総合的に環境保全施策を進めるため、4つの基本目標として、「脱炭素社会づくり」、「人と自然が共生する地域づくり」、「循環型社会づくり」、「安全・安心で快適な環境づくり」を掲げています。また、4つの基本目標を達成するために共通する施策である「環境保全のための共通的取組」についても、基本目標と同様に体系化を図っています。

しかしながら、令和2年以降拡大した新型コロナウイルスは生活様式や働き方の変革をもたらし、環境面にも大きな影響をもたらしました。さらに、近年、地球温暖化の影響による風水害の頻発・激甚化、生物多様性の危機の増大、海洋プラスチックごみ問題の深刻化、食品ロスの大量発生などが世界的にも喫緊の課題となっており、これらに対しても本県の果たすべき役割が求められています。

基本目標：脱炭素社会づくりに関しては、県民・事業者・行政など県民総ぐるみで節電などの省エネや再生可能エネルギーの活用などの温室効果ガス排出削減対策（緩和策）に取り組むとともに、温暖化により将来予想される被害を軽減・緩和するための対策（適応策）にも取り組む必要があります。国においては、令和2年10月に菅首相が脱炭素宣言を行い、令和32年までの温室効果ガス排出量ゼロに向けて各施策に取り組むこととしており、本県においても取組を行うこととしています。

基本目標：人と自然が共生する地域づくりに関しては、地域の自然環境や生物多様性の保全とともに、自然とふれあう機会の増加や様々な観光客に対応した受入環境の整備など、自然の恵みを生かした地域の活性化が求められています。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自然豊かな地域で過ごしたいというニーズも高まっています。また、2つの国立公園をはじめとする自然公園や島原半島ユネスコ世界ジオパーク、ツシマヤマネコ等の希少野生動植物など優れた地域資源を持続的に活用していくことが重要です。

基本目標：循環型社会づくりに関しては、県民、事業者、行政等が一体となり、ごみの減量化、再資源化、適正処理を確保する必要があります。また、海洋プラスチック問題が広く認識され、ワンウェイプラスチックの使用削減に向けた取組が求められています。

基本目標：安全・安心で快適な環境づくりに関しては、大村湾や諫早湾干拓調整池等の閉鎖性水域における総合的な水質保全対策に加え、環境教育の場として活用するなど、地域資源としての利用促進の取組も求められています。

これらの現状を踏まえ、令和4年度においては、第4次計画に基づき横断的かつ総合的な環境保全対策を推進しています。

第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策

令和3年度の環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策を以下にとりまとめています。

第1章 脱炭素社会づくり

1-1 地球温暖化対策（緩和策）の推進

1-1-1 温室効果ガスの排出抑制

現状・施策

（1）温室効果ガスの排出量〔地域環境課〕

我が国における令和元年度（確報値）の温室効果ガスの総排出量は12億1,200万t-CO₂（二酸化炭素換算）で、基準年度（平成25年度）の排出量（14億800万t-CO₂）と比較して約14.0%の減少となっています。このうち、二酸化炭素排出量は11億800万t-CO₂で同基準年度と比較して約15.9%の減少となっています。

本県の令和元年度（速報値）の温室効果ガス総排出量は814.4万t-CO₂であり、二酸化炭素がその88.4%を占めています。

また、基準年度（平成25年度）の排出量1,078.2万t-CO₂と比較すると24.5%減少しましたが（図1-1）、前年度（平成30年度）の排出量790.2万t-CO₂との比較では3.1%の増加となっています（表1-1）。

なお、県民一人あたりの二酸化炭素の年間排出量は5.43t-CO₂となっています。

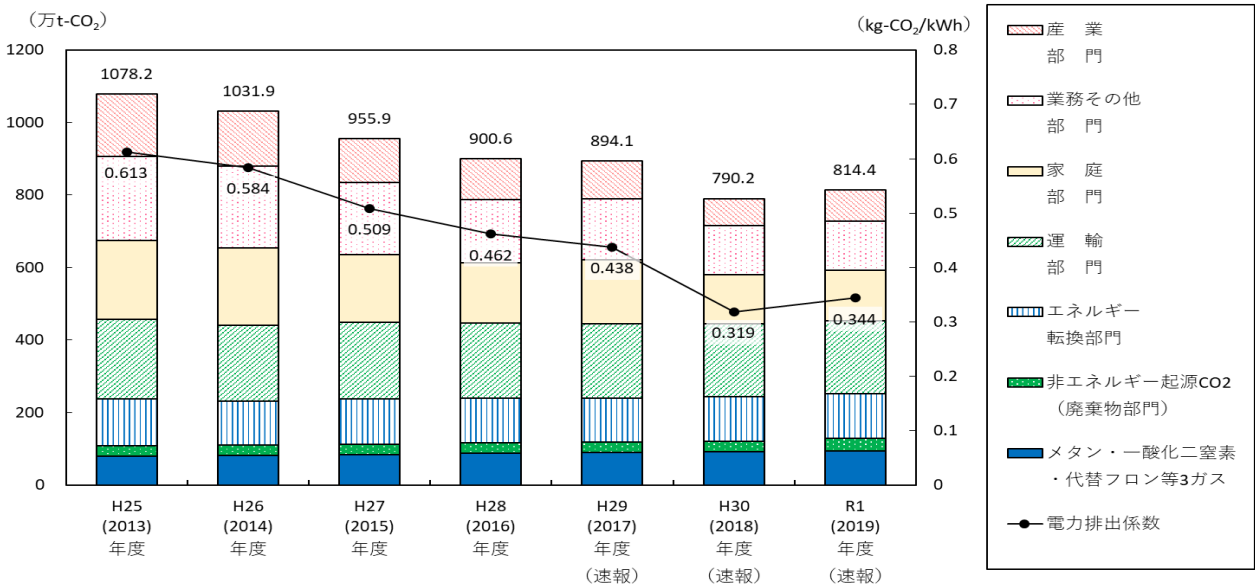


図1-1 県内の温室効果ガス排出量(万t-CO₂)及び電力排出係数(kg-CO₂/kWh)の推移

表1-1 長崎県内の温室効果ガス排出量（単位：万t-CO₂）

	基準年度 (H25年度)	H30 年度 (速報値)	R1 年度 (速報値)	構成比 R1年度	増減量 基準年比	増減量 前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	999.1	698.2	720.1	88.4%	-279.0	21.9
二酸化炭素(CO ₂)を除く6ガス	79.1	91.9	94.2	11.6%	15.1	2.3
メタン(CH ₄)	23.8	22.4	22.4	2.7%	-1.5	-0.0
一酸化二窒素(N ₂ O)	14.0	13.9	13.9	1.7%	-0.1	0.0
代替フロン等4ガス	41.3	55.7	58.0	7.1%	16.7	2.3
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	35.2	49.8	52.2	6.4%	17.0	2.4
パーフルオロカーボン類(PFCs)	3.6	3.5	3.5	0.4%	-0.1	-0.0
六ふっ化硫黄(SF ₆)	2.3	2.1	2.0	0.3%	-0.3	-0.1
三ふっ化窒素(NF ₃)	0.1	0.2	0.2	0.0%	0.1	0.0
合 計	1078.2	790.2	814.4	100.0%	-263.9 (-24.5%)	24.2 (3.1%)

(2) 本県の二酸化炭素排出量〔地域環境課〕

本県の令和元年度（速報値）の産業部門における二酸化炭素排出量は85.6万t-CO₂で全体の11.9%を占めており、基準年度（平成25年度）から86.2万t-CO₂減少しています。業務その他部門における二酸化炭素排出量は136.8万t-CO₂で全体の19.0%を占めており、基準年度から95.3万t-CO₂減少しています。

また、家庭部門における二酸化炭素排出量は138.3万t-CO₂で全体の19.2%を占めており、基準年度から78.6万t-CO₂減少しています。マイカー等を含む運輸部門における二酸化炭素排出量は202.0万t-CO₂で全体の28.0%を占めており、基準年度から17.6万t-CO₂減少しています。（表1-2）

なお、二酸化炭素排出量は、基準年度から減少傾向にあり（図1-2）、さらに、温室効果ガス排出量と密接に関係するエネルギー消費量も減少傾向にあります（図1-3）。

表1-2 長崎県内の二酸化炭素排出量（単位：万t-CO₂）

	基準年度 (H25年度)	H30 年度 (速報値)	R1 年度 (速報値)	構成比 R1年度	増減量 基準年度比	増減量 前年度比
産業部門	171.7	73.9	85.6	11.9%	-86.2	11.7
業務その他部門	232.1	136.6	136.8	19.0%	-95.3	0.3
家庭部門	217.0	134.9	138.3	19.2%	-78.6	3.4
運輸部門	219.6	202.0	202.0	28.0%	-17.6	-0.0
エネルギー転換部門	129.8	122.2	122.9	17.1%	-6.9	0.7
廃棄物部門	28.9	28.7	34.5	4.8%	5.6	5.8
合 計	999.1	698.2	720.1	100.0%	-279.0 (-27.9%)	21.9 (3.1%)

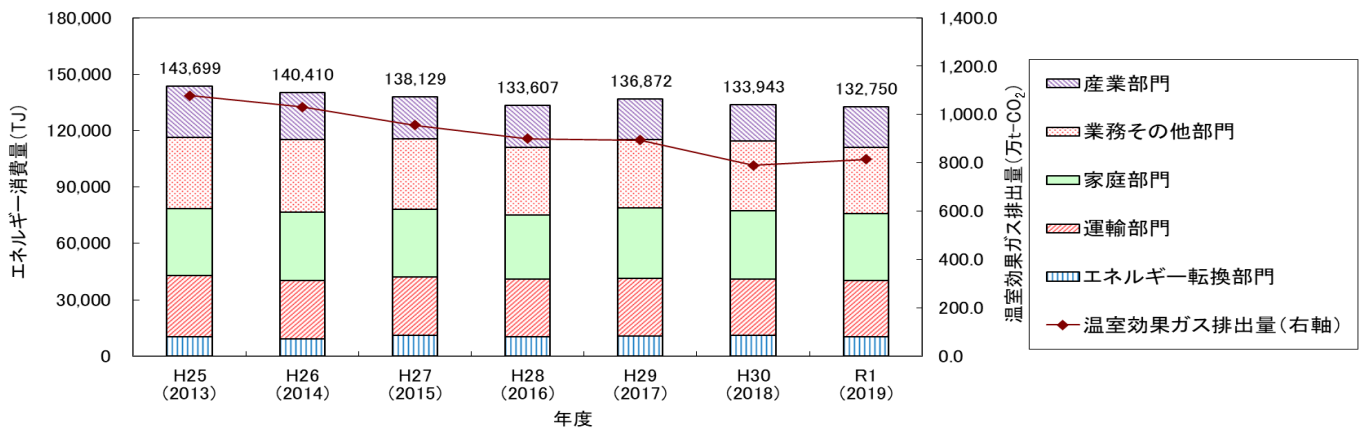


図1-2 長崎県内の二酸化炭素排出量の推移（単位：万 t-CO₂）

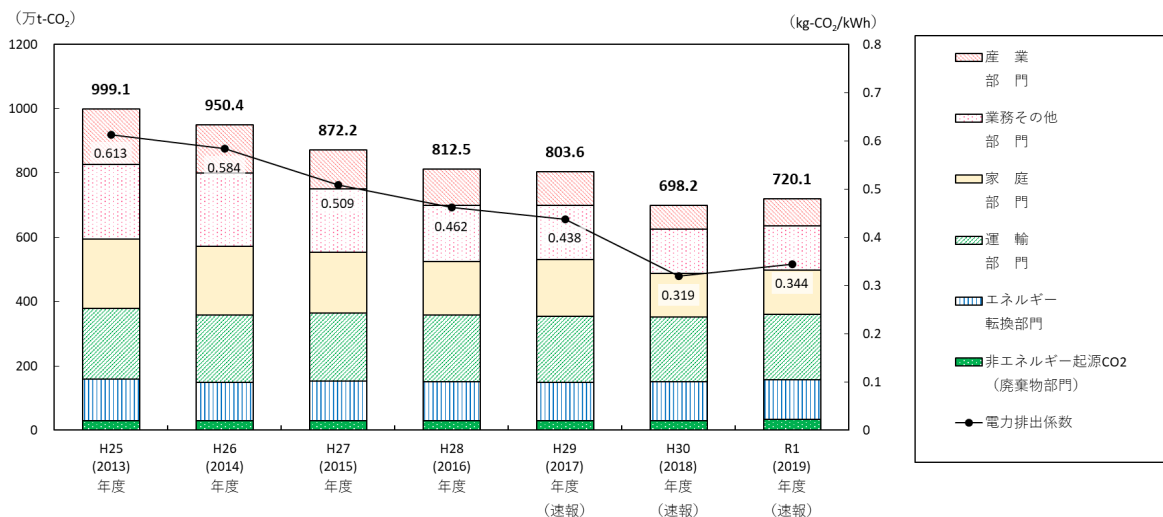


図1-3 長崎県内の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の推移

（３）本県の再生可能エネルギー導入状況〔新産業創造課〕

平成25年12月に策定した「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン（環境配慮と地域特性を踏まえ、県、市町と地元企業等が方向性を共有しながら、地域力を結集し、再生可能エネルギーを導入促進）」に基づき、市町や関係企業等の取組を支援するとともに、再生可能エネルギーの導入状況を把握しました。

表1-3 本県の再生可能エネルギー導入状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R12（目標）
導入状況(MW)	726	830	882	939	1,024	1,086	1,128	1,360

（４）新エネルギーに対する取組〔新産業創造課、地域環境課、林政課〕

本県が持つ産業・技術拠点や新エネルギー創出を支える豊かな自然環境を生かしながら、「産業振興、雇用創出」と「社会の低炭素化・グリーン化の実現」を同時に目指すため、「ナガサキ・グリーンイノベーション戦略」の各種施策等に取り組みました。

- 海洋再生可能エネルギーについては、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会において商用化を目指した技術開発や専門人材の育成に取組むとともに、中核企業を中心とした共同受注体制の構築に向けた支援を実施し、県内サプライチェーン形成に向けた県内企業の参入促進と雇用創出に寄与しました。（新産業創造課）
- 雲仙市環境センターのし尿処理施設において、汚泥を乾燥するために使用している重油ボイラーの重油使用量を低減するために、地域内で生産される間伐材などを燃料とした木質バイオマスボイラーの導入についての検討を市、関係事業者及び県で行い、令和4年度に国庫補助事業により施設整備を実施する予定です。（林政課）
- 県内の太陽光発電設備を設置する家庭を会員として、太陽光発電による二酸化炭素排出削減量を取りまとめ、国が運営するJ-クレジット制度を活用してクレジット化し、企業等に売却する「ながさき太陽光倶楽部」を運営し、令和4年度は1,072tのクレジットを売却しました。（地域環境課）
- 水素エネルギー関連分野においては、事業化を促進し参入企業の増加を目指すため、専任のプロジェクトマネージャーを配置し、企業等にヒアリングを行いながら、県内における水素製造や利活用について検討しました。また、水素事業化研究会では、県内企業等に水素エネルギーに関する知見を蓄積するべく、勉強会を行いました。（新産業創造課）

（５）公共交通機関の利用促進〔地域環境課〕

ながさき環境県民会議と合同で、12月に県下一斉スマートムーブウィークを実施しており、令和3年度は、488社（者）、33,342人が参加し、約61tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

（６）各種団体への支援・連携の強化〔地域環境課〕

ながさき環境県民会議

県民、事業者等あらゆる主体が自ら考え、自ら行動することを基本として、幅広いアイデアの集約及び課題の検討などを行い、各主体が共有できる目標を設定し、実行することを目的として設立されました。

二酸化炭素排出量の削減と吸収源の確保を図るため、この会議で策定した「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」に基づき、各構成員が実施可能な省エネや節電の取組を行いました。

市町地球温暖化対策協議会等

市町においても、県と同様に地球温暖化対策協議会または地球温暖化対策に関する実践を行う組織を設置しています。県としても地域での活動が重要と考えているため、地球温暖化対策ネットワーク会議を開催するなど、県と市町の協議会間の連携を推進しています。

長崎県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員との連携・協働

長崎県地球温暖化防止活動推進センターと協力して長崎県地球温暖化防止活動推進員へ活動支援を行い、令和3年度は県民26,970人に地球温暖化防止対策の普及啓発活動を実施しました。また、全体研修会等を通じた推進員のスキルアップを図りました。

(7) 住まいの省エネ断熱改修の取組〔住宅課〕

安心して子供を産み育てやすい住環境を整えるため、市町と連携して子育て応援住宅支援事業を実施し、住まいの省エネ断熱改修工事や増築工事に対する支援を行いました。

(8) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（以下、「長崎県未来環境条例」という）に基づく地球温暖化対策〔地域環境課〕

特定事業者による対策

一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に対し自主的な温暖化対策を促すため、長崎県未来環境条例に基づき温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出を義務付けています。

令和2年度の実績について、118事業者から温室効果ガス排出削減報告書が提出されましたが、基準年度（ ）の排出量246.0万t-CO₂に対し、令和2年度の排出量の実績は243.8万t-CO₂であり、基準年度から2.1万t-CO₂（0.9％）の二酸化炭素が削減されました。

基準年度は、各事業者により設定年度が異なる。

駐車場設置者による対策

一定規模以上の駐車場設置者等に対し、利用者に駐車時のアイドリングストップの実施を呼びかけるよう義務付けています。

(9) フロン対策の推進〔地域環境課〕

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、第一種フロン類充填回収業者に対する法の確実な施行を確保するための立入検査を実施しています。令和3年度は、充填回収業者に対する立入検査を31件実施し、基準に適合していない業者に対して助言・指導を行いました。

(10) 漁船漁業の低燃費エンジン導入による省エネ化を推進〔水産経営課〕

漁船漁業の省エネ化推進のため、低燃費エンジンの導入について、15件の取組を支援しました。

(11) 環境保全型農業の推進〔農産園芸課〕

環境保全型農業直接支払交付金を活用し、化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組に併せて、カバークロップ、堆肥の施用等の地球温暖化対策や総合的病害虫・雑草管理（IPM）等の生物多様性保全に効果のある取組を行う農業者に対し支援を行いました。

・令和3年度実績

環境保全型農業直接支払交付金事業 1,583ha

カバークロップ、堆肥の施用、有機農業、草生栽培、IPM、敷草栽培の取組面積

（12）「県庁エコオフィスプラン」等の実施〔地域環境課〕

県庁エコオフィスプラン

「長崎県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」である「県庁エコオフィスプラン」に基づき、県の全所属において温室効果ガスの削減に取り組みました。

なお、令和3年度の実績については、令和3年3月に策定した「第5次県庁エコオフィスプラン」に基づき取りまとめを行っており、二酸化炭素排出量が基準年度（平成25年度）比で38.7%削減、廃棄物発生量が基準年度（平成25年度）比で5.3%の増加となりました。

環境物品等調達方針

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年度「環境物品等調達方針」を策定し、県の全所属において環境の負荷の低減に資する製品等（環境物品等）の調達を実施しています。

令和3年度は、22分野253品目について実施し、22分野の単純平均で96.3%の調達率でした。

（13）エコスクールの推進〔教育環境整備課〕

県立学校においては、夏季における教室内の温度上昇の抑制や環境教育の生きた教材としての活用など、教育上の効果や環境保全の観点から校舎や校地の緑化を推進しています。また、老朽化した照明器具や空調設備を省エネルギー型に更新し、環境に配慮したエコスクールを推進しています。

令和3年度は県立学校5校において、大規模改修事業等で照明設備や空調改修工事を実施しました。その他、維持補修工事として照明器具・空調設備の更新を実施しました。

（14）鉄道高架化による道路交通の円滑化〔都市政策課〕

JR長崎本線連続立体交差事業で実施する鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため、道路交通の円滑化が図られ、一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで、二酸化炭素の発生量が削減されます。

令和2年3月28日に在来線の高架化が完了しており、4箇所の踏切を除却しました。

（15）温暖化対策「見える化」の推進〔地域環境課〕

家庭、事業所における省エネ効果の「見える化」を図るため、家庭向けには家庭エコ診断を実施し、各家庭のライフスタイルに合わせたオーダーメイドの診断サービスを提供しており、事業者向けには省エネセミナーや工務店向け省エネ改修等補助金制度説明会を開催し、省エネ改修等を推進しています。

（16）「我が家の省エネ日記」の実施〔地域環境課〕

県内の小学4年生～6年生に「我が家の省エネ日記」を作成・配布し、夏休み期間中の家庭における省エネ取組の実施と結果の提出を呼びかけました。

令和3年度は114校1,827名の児童が省エネに取り組み、約2.3tの二酸化炭素を削減しました。

課題

- 温室効果ガスの総排出量としては減少傾向にありますが、家庭部門・運輸部門における削減が計画どおりには進んでいない状況にあります。
- 引き続き、家庭での省エネの実践に向けた啓発のほか、住宅の断熱リフォーム等によるエネルギー使用量の抜本的な削減対策を推進するほか、エコドライブや公共交通機関の利用促進、電気自動車などの次世代自動車の普及を促進することが必要です。

1-1-2 温室効果ガスの吸収機能の保全と強化

現状・施策

(1) 間伐等の森林整備の推進〔森林整備室〕

地球温暖化のための森林吸収源に寄与するため、搬出間伐を中心とした森林整備を推進しました。
・令和3年度間伐面積 2,216ha

(2) 木質バイオマスエネルギーの利用（再掲）〔林政課〕

雲仙市環境センターのし尿処理施設において、汚泥を乾燥するために使用している重油ボイラーの重油使用量を低減するために、地域内で生産される間伐材などを燃料とした木質バイオマスボイラーの導入についての検討を市、関係事業者及び県で行い、令和4年度に国庫補助事業により施設整備を実施する予定です。（林政課）

(3) 漁場環境の改善〔漁港漁場課〕

磯焼け対策として、海藻が着生するための自然石や海藻の種苗供給のための藻場礁を設置し、藻場造成を実施しました（長崎北地区など2地区 2.6ha）。

また、魚介類の産卵・成育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持回復・拡大を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内86組織に対し、国交付金事業を活用し支援を行いました。



図 1-4 藻場礁の設置

課題

- 民有林面積の約40%を占めるスギ、ヒノキの人工林については、間伐等を実施するなど適正な管理を行うとともに、そこから得られた木材については有効に活用することで地球温暖化対策に寄与していく必要があります。

1-2 気候変動適応策の普及推進

1-2-1 気候変動による影響の軽減策等の検討及び推進

現状・施策

(1) 地球温暖化適応策の推進〔地域環境課〕

温暖化対策（緩和策）を講じても回避できない地球温暖化の悪影響を予防・軽減するための対策（適応策）について、地球温暖化による県内の将来的に予測される影響を分析し、国の「気候変動への影響への適応計画（平成27年11月策定）」を踏まえ、平成29年度に「長崎県地球温暖化（気候変動）適応策」を策定し、関係部局が主体的に関係施策に取り組んできました。

その後、気候変動適応法や国の気候変動適応計画の内容も踏まえ、令和2年度に重点的に取り組む施策を明確化するなど適応策を見直し、その結果を反映した「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画（令和3年3月策定）」に基づき、引き続き、関係部局が主体となって関係施策を推進しています。

また、令和3年10月に県環境保健研究センターに気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターを設置して、県民や事業者等に気候変動に関する情報をわかりやすく発信し、適応策の必要性や重要性を認識してもらい、防災対策や熱中症対策など、県民一人ひとりが自らできる取組につなげてもらえるよう努めています。

(2) 熱中症対策〔福祉保健課〕

熱中症予防強化キャンペーン（4月～9月）を中心に、広報誌やホームページ、SNSでの情報発信、テレビやラジオ、新聞等メディアを活用した注意喚起や予防・対処方法等の啓発活動を行いました。市町・保健所等の関係機関に対して、厚生労働省及び環境省作成の啓発資材の配布による普及啓発活動の支援を行いました。また、熱中症警戒アラート発令時には、ホームページやSNSでお知らせするとともに、保健所及び市町、関係各課へ情報提供を行いました。

(3) 温暖化に対応した藻類増養殖技術開発〔漁政課〕

藻場の変化傾向を把握し、環境変化に応じた増殖種を選定して増やす環境適応型の藻場造成に取り組みました。また、平成30年度に改訂した「磯焼け対策ガイドライン：水産部」に基づき、藻場造成のこれまでの成果や造成技術の普及を図るとともに、小型海藻の増殖技術の開発に取り組んでいます。

(4) 病虫害発生予察情報の提供〔農産園芸課〕

地球温暖化により、収量等に悪影響を及ぼす病虫害の発生時期が早期化し、また、発生期間が長期化することが懸念されています。

主要作目の病虫害発生状況や農作物の生育状況を定期的に調査し、気象条件等を踏まえながら病虫害による損害の発生を予測して効率的かつ効果的な防除を推進するため、病虫害発生予察情報を市町、JA等の200か所に提供しました。

・令和3年度 病虫害予察情報提供率 100%

(5) 温暖化への適応技術の開発〔農政課〕

地球温暖化への対応技術に係る研究を推進し、以下のとおり研究成果をあげました。

・地球温暖化に対応した長崎オリジナル品種を育成し、カーネーションについては主要花色で商品性の高い菱凋細菌病抵抗性品種・耐暑性品種の開発に取り組んでいます。令和3年度は耐暑性品種「ほほえみ」が品種登録されました（R4.3.29付）。

(6) 土砂災害防止施設の整備推進〔砂防課〕

異常気象による土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備推進に努め、140か所の整備を行いました。また、土砂災害警戒区域等について、108か所の指定を行いました。加えて、気象台と共同で、土砂災害警戒情報を8回発表し、市町の避難勧告発表に役立てています。

課題

- 適応策に関する認識度が低いことから、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、引き続き、関係部局と連携し、県民や事業者等を対象にしたセミナー開催やわかりやすい情報発信などを通じて、適応策の必要性や重要性を認識してもらい、県民一人ひとりが自らできる取組につなげてもらえるよう努めていく必要があります。

第2章 人と自然が共生する地域づくり

2-1 生物多様性の保全

2-1-1 希少種の保護や野生鳥獣等の管理対策

現状・施策

(1) 生物多様性保全のための各種施策の推進〔自然環境課〕

長崎県生物多様性保全戦略

生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本的な計画として、令和3年3月に「長崎県生物多様性保全戦略2021-2025」を策定しました。

この戦略では、長期目標として2050年目標を掲げ、その実現に向け2025年度までに重点的に取り組むべき行動の方向性を「行動計画」として決めました。

特に、生物多様性に関する県民の理解を深め行動につなげていく「生物多様性の主流化」の推進、人と自然とのつながりの回復・多様な地域資源の活用を通じた地域の活性化について進めていくこととしています。

長崎県レッドリスト及びレッドデータブック

長崎県レッドデータブックは県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種の最新の生息・生育状況を把握し、絶滅の危険度を評価したうえで適切な保護対策を講じるための基礎資料として作成されたものです。

平成12年度に、維管束植物、哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、海産哺乳類、藻類、鳥類、クモ類、昆虫類、甲殻類／剣尾類、その他無脊椎動物を対象に、合計1,000種を選定してレッドリストをとりまとめ、^{せんたいるい}レッドデータブックを作成しました。

平成22年度には蘚苔類と貝類も対象に追加し、合計1,392種を選定した「改訂版長崎県レッドリスト」として取りまとめ、平成23年度に「レッドデータブック（普及版）」を作成しました。

平成28年度の間見直しを経て、令和4年3月、新たな知見を反映し「レッドリスト2022」を取りまとめました。掲載種の総数は1,449種となり、前回公表から15種減少しました。

野生動植物の生息・生育状況調査

長崎県レッドリスト掲載種を中心に、継続した生息・生育状況の把握が必要な種と地域について、各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行っています。また、生態系や農林水産業、人の生命または身体に係る被害を及ぼす外来生物について、専門家へのヒアリング等の調査を行い、県内の外来生物の生息生育状況等に関するリストを令和元年度に公表しました。

鳥獣保護のための調査等

野生鳥獣の適正な保護管理を行うための判断材料を得るため、次のような野生鳥獣の生息状況等の調査等を実施しています。

○ ツシマヤマメコ生息状況モニタリング調査等

長崎県の対馬にのみ生息し絶滅が危惧されているツシマヤマメコは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されています。

県は環境省から委託を受け、生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発を行うとともに、県単独事業として、対馬野生生物保護センターで利用者への解説や施設の管理を行っています。



図2-1 ツシマヤマネコ

○ガンカモ類の生息調査

毎年1月中旬に全国で一斉に行われている調査で、県内では45か所で実施しています。

(2) 法令に基づく保全〔自然環境課〕

県自然環境保全地域

長崎県未来環境条例に基づき、対馬市上対馬町の茂木海岸など優れた自然環境の特質を備えた15地域を自然環境保全地域に指定し、同地域内での行為規制等により保護しています。

自然公園

自然公園法及び長崎県立自然公園条例に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、利用増進を図るために、国が雲仙天草と西海の2国立公園、壱岐対馬と玄海の2国定公園を指定するとともに、県において県立自然公園6公園を指定し、公園内での各種行為の規制などにより保護しています。

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息環境の保全を図るため、狩猟を禁止する地域を指定しています。

・令和3年度末現在 県指定鳥獣保護区106か所、面積42,028ha

希少野生動植物種保存地域

平成20年度からは、長崎県未来環境条例に基づく希少野生動植物種及び希少野生動物種保存地域の指定を行っており、令和3年度末において、ラン科植物のヤクシマアカシユスランやカゴメランなど60種について、捕獲・採取・殺傷・損傷を禁止する保存地域を指定し、保護を図っています。

(3) 野生鳥獣の保護管理〔自然環境課、農山村振興課〕

野生鳥獣の生息状況

本県ではこれまで440種を超える鳥類が確認されており、陸上哺乳類は移入種も含め7目15科43種が知られています。

鳥獣の保護管理対策の強化

○第12次鳥獣保護管理事業計画の推進及び第13次鳥獣保護管理事業計画の策定

野生鳥獣の適正な管理を図るため平成28年度に策定した第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年度～令和3年度）により、野生鳥獣の保護繁殖のための鳥獣保護区や休猟区の指定計画や野生鳥獣による農林被害対策のための有害鳥獣捕獲の基準等を定めています。

また、環境省より告示される「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、野生鳥獣の適正な管理を図るため第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）を策定しました。

○鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の生息環境を保全する必要のある地域に指定するもので、令和3年度末の指定状況は、県指定鳥獣保護区は106か所、面積は42,028haです。

○負傷鳥獣の保護

県民により保護された負傷疾病鳥獣等については、佐世保市九十九島動植物園及び長崎県獣医師会に委託して保護、治療を行い、回復後、自然界へ復帰させています。

令和3年度の保護件数は198件で、うち自然に放したものは101件(51%)でした。

○鳥獣保護管理員の配置

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護区の管理や一般住民に対する保護思想の普及啓発等に従事するもので、法律に基づき知事が52名に委嘱しています。

野生鳥獣の保護意識を高めるための普及啓発

例年、県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるため探鳥会（バードウォッチング）を開催していましたが、令和3年度はコロナ禍の影響により中止しました。

鳥獣被害対策

野生鳥獣は益害両面の習性をもつものが多いことから、農林水産物に被害を及ぼすものについては地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防護、捕獲を行うように指導しています。

また、有害鳥獣の捕獲許可に際しては、被害の発生状況等を十分に考慮し、捕獲の時期や方法、捕獲数等が適切となるよう指導しています。

近年、農作物被害を増大させているニホンジカ及びイノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息頭数の調整を図るための捕獲を行っています。

なお、ニホンジカが高密度で生息する地域では、採食による植生の衰退や土壌流出、希少な野生動植物及びそれらの生息・生育環境の減少・消失等の生態系被害が広がっており、壱岐対馬国立公園対馬地区において捕獲事業を行いました。

また、特定外来生物であるアライグマ、クリハラリスについては、防除実施計画に基づく捕獲を行っています。

・有害鳥獣捕獲実績（令和3年度） イノシシ 40,062頭、シカ 17,306頭

適正な狩猟の推進

○狩猟の現状

狩猟の適正化を推進する観点から、狩猟者の資質の向上と秩序ある狩猟の確保を目的として狩猟免許試験制度が導入されています。また、狩猟しようとする者は、県知事の登録を受けなければ狩猟をすることができないことになっています。

令和2年度の狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-1のとおりです。

表2-1 令和2年度狩猟免許及び狩猟者登録証の交付状況（単位：件）

	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種	計
狩猟免許	107	2,796	714	25	3,642
狩猟者登録証	14	660	484	49	1,207

○休猟区、捕獲禁止区域の設定

休猟区については、狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、3年以内の期間を定めて指定することができることと規定されており、令和3年度末現在で9か所、17,624haを設定しています。なお、本県の休猟区は、特定鳥獣であるニホンジカ、イノシシが狩猟可能である特例休猟区としています。また、キジ等の狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、期間を定めて捕獲禁止区域を指定しています。

○狩猟事故、違反の防止

・特定猟具使用禁止区域（銃）の指定

銃猟による事故発生のおそれのある区域については、特定猟具使用禁止区域（銃）として指定することにしており、令和3年度末現在で84か所、17,782.4haを設定しています。

・狩猟者講習会等による安全確保の取組

狩猟免許（有効期間3年）の更新希望者に対する適性検査及び法令、鳥獣の判別、猟具の取扱いについての講習、安全狩猟のための講習を一般社団法人長崎県猟友会へ委託し、狩猟期間中の取締りパトロールを県警本部とともに実施しています。

（４）希少動植物の保護・保全〔自然環境課〕

緑といきもの賑わい事業

「長崎県生物多様性保全戦略」に基づく各種保全対策を県、市町、民間の各事業主体レベルにおいて推進するため、県有施設での生物多様性保全対策を進めるとともに、県内市町や民間団体が実施する希少野生動植物の保護増殖事業等への支援を実施しています。令和3年度の実施状況は次のとおりです。

- ・市町、民間団体への補助（市町2件、民間団体7件）補助額 5,739千円
- ・県事業の実施（緑化事業1か所、保全事業1か所） 工事費 2,640千円

課題

- 希少な野生動植物の種の個体の捕獲・採取及び生息地等における行為を規制するなどの対策が引き続き必要です。
- 希少な野生動植物種の保護のため、レッドリスト掲載種等のモニタリング調査による現状把握と、調査研究を推進することが必要です。また、希少な野生動植物種の生息・生育へ悪影響を及ぼすおそれのある外来生物等について、早期の発見及び防除を行うため、普及啓発と県民等の協力を含めた監視、現状把握及び関係機関等との情報共有が必要です。
- 本県の生物多様性と希少な野生動植物種の保護に対する県民等の理解を深めるため、普及啓発を推進するとともに、地域住民やNPO等との協働により、里地里山、里海を保全し、希少野生動植物の保護を図ることが必要です。
- 近年、ニホンジカ、イノシシ等の増えすぎた野生鳥獣による農林業被害が顕著になっています。これには、被害状況の把握と対策の検討に基づき、被害防除施設の整備、有害鳥獣捕獲に従事できる狩猟者の確保と育成並びに地域で進める捕獲体制の整備、さらには被害対策を講じるための野生鳥獣生息実態調査が必要です。

2-1-2 里地里山、里海の保全と活用

現状・施策

（１）農業・農村地域における資源保全活動の推進〔農山村振興課〕

農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有していますが、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。このため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、地域協働による資源保全活動を推進することで、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図っています。

令和3年度は、県内の各市町に対し、制度等の説明会を実施し、新規地区の掘り起こし等を推進するなど中山間地域等で活動を行う農業者等への支援を通じて、農業・農村が有する多面的な機能の維持・発揮に寄与しました。

（２）中山間地域等における地域住民活動の推進〔農山村振興課〕

社会貢献に前向きな企業を募集し、農地、農業用水路やため池等の維持管理が困難となっている地域とマッチングを行い、農山村集落の住民との協働による保全活動の支援を行いました。

（３）大村湾における浅場づくり〔地域環境課〕

大村湾において、多様な生物が数多く生息することができる豊かな海づくりを進めるため、再生砂による浅場づくりを推進しており、平成30年度末までに湾内に2か所浅場を造成しました。

令和3年度は、浅場における二枚貝を含む底生生物の生息状況等について調査し、浅場の効果について検証しました。



図2-2 大村市森園公園地先造成浅場



図2-3 廃ガラス再生砂

（４）漁場環境の改善（再掲）〔漁港漁場課〕

磯焼け対策として、海藻が着生するための自然石や海藻の種苗供給のための藻場礁を設置し、藻場造成を実施しました（長崎北地区など2地区 2.6ha）。

また、魚介類の産卵・成育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持回復・拡大を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内86組織に対し、国交付金事業を活用し支援を行いました。



（５）漁場環境保全対策〔漁港漁場課〕

漁場環境の長期的変化を把握するため、県内各地に調査地点を設け、水質・底質等の定期的な調査を行いました。

（６）生態系等に配慮した漁港施設の整備〔漁港漁場課〕

建設する漁港施設を周辺の環境と調和させ、生物の生態系等に配慮した構造とします。防波堤等の工事に使用する消波ブロック、被覆ブロックに藻類の着底基質等を設置し、藻場の回復を図ります。令和3年度は1漁港において、生物の生態系等に配慮した漁港施設の整備を行いました。

（７）海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和〔監理課〕

海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、海砂採取の許認可については、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長の意見を尊重しています。

また、海砂採取の方法や採取する区域等について規制を行うとともに、採取量については県内の需要量に近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢のもと、平成30年度に開催した「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を踏まえ、令和元年度以降5か年間の年間採取限度量を250万 m^3 と定めています。

（８）河川・ダム・海岸整備の推進〔河川課、港湾課〕

気候変動の影響に伴い、洪水や高潮による浸水被害の拡大が懸念されています。その軽減のため、環境に配慮した工法を用いながら河川・ダム・海岸の整備を行っています。

令和3年度は、河川環境に配慮した河川整備計画の策定に取り組み、河川改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により環境に配慮した工法を用いながら、自然環境の整備と保全を推進しました。（県内32河川・2ダム・16海岸）

課題

- 農村の水辺空間や農業用の施設、農地などは、多面的機能を持つ、県民共有の財産であり、その保全活動に対して、広く県民に理解を求めていく必要があります。
- 大村湾に造成した浅場は、生物の生息場となりつつありますが、近年の台風等の影響による稚貝の逸散、斃死などにより二枚貝の個体数が減少していることから、浅場の効果について、今後も継続してモニタリングを行う必要があります。

2-2 自然の恵みがもたらす地域資源の活用

2-2-1 多様なニーズに対応した施設整備と情報発信

現状・施策

(1) 自然公園制度等の運用〔自然環境課〕

自然公園には、我が国の風景を代表する自然の風景地として国が指定する国立公園、国立公園に準ずる風景地として国が指定する国定公園、県を代表する風景地として県が指定する県立自然公園があります。

表2-2 自然公園の種類別面積

種 別	公園数	公園面積(ha)	県土地面積に対する比率(%)
国立公園	2	37,504	9.2
国定公園	2	12,304	3.0
県立自然公園	6	24,283	5.9
合 計	10	74,091	18.1

(2) 公園計画の見直し〔自然環境課〕

自然公園法において、自然公園の保護及び適正な利用を図るために公園計画を定めることになっています。国においては、国立公園を取り巻く社会条件等の変化に対応するため、昭和57年度から自然保護を基調として公園計画の再検討を行いました。また、再検討が終了した公園については、おおむね5年ごとに公園計画の点検を実施することとされています。

国定公園においても、国立公園に準じて再検討を進めることとされ、再検討が終了した公園については国立公園と同様に点検を実施することになっています。

(3) 自然公園における風致景観の保護〔自然環境課〕

自然公園には、風致景観の保護を図るため、特別地域、特別保護地区及び海域公園地区が指定されており、これらの地域において各種行為を行う場合は、環境大臣又は県知事の許可が必要であり、自然公園法施行規則に規定する許可基準により許可することで、風致景観の保護を図っています。また、これら以外の普通地域においても、一定の行為について届出が必要とされており、これにより風景の保護を図っています。(表2-3)

表2-3 令和3年度自然公園許可申請等の処理状況(件数)

公園名	工作物の新改増築	木竹の伐採	木竹の損傷	土石の採取	広告物の設置	物の集積貯蔵	水面の埋立	土地の形状変更	指定植物の採取	指定植物の植栽	指定動物の捕獲	指定動物の放出	色彩の変更	非常災害の応急措置届出	家畜の放牧届出	普通地域行為届出	国の特例(協議・届出・通知)	合計
雲仙天草国立公園	17		1		6				1					4				29
西海国立公園	55			3	5			11					1			3		78
壱岐対馬国定公園	31	2		1	1			1	3							6	2	47
玄海国定公園	1				1													2
多良岳県立公園																		
野母半島県立公園																		
大村湾県立公園	2																	2
島原半島県立公園																		
北松県立公園																		
西彼半島県立公園																		

（４）自然公園における環境保全対策〔自然環境課〕

自然公園の美化清掃活動事業

自然公園の利用により発生するゴミは、単に美観を損ねるだけでなく悪臭の発生など、環境汚染を引き起こしたり、野生動物が誤って飲み込んでしまうなど、生態系に悪影響を与えます。

そこで、特に利用者の多い国立公園内の主要な利用地域の美化清掃を積極的に推進するため、現地における美化清掃団体の育成強化を図り、それらの団体が行う清掃活動事業に対し補助を行っています。（西海国立公園鹿子前地域他2地域、雲仙天草国立公園雲仙地域）

このほか、自然公園の利用地域において、自然公園法第19条に基づき、県・市町及び関係団体が協力して美化清掃活動を実施するとともに「ゴミ持ち帰り運動」等、美化思想の普及啓発を行っています。

環境管理事業

雲仙の春を代表する景観であるミヤマキリシマ群落は、放牧により形成された人為的な景観ですが、今では放牧は行われていません。

このため、地元「雲仙を美しくする会」の下草刈りボランティア活動の協力を得て、この景観を維持しています。

また、雲仙温泉の原生沼は県内でも貴重な湿原ですが、周囲からの土砂の流入によって、近年、干陸化が進むとともに、ススキ等が繁茂し環境の変化が問題となっています。県では、定期的に草刈りを行い、景観の維持に努めています。

管理体制

国立・国定公園及び県立自然公園の管理については、国立公園を所管する環境省をはじめ、関係市町、関係団体、自然公園指導員等と連携協力し、その適正を期しています。

なお、雲仙天草及び西海の両国立公園については、環境省により雲仙天草国立公園雲仙自然保護官事務所（雲仙市）、西海国立公園佐世保自然保護官事務所（佐世保市）及び五島自然保護官事務所（五島市）が設置されています。

また、県は本庁、島原振興局、県北振興局、五島振興局、壱岐振興局、対馬振興局で管理を行っています。

（５）自然公園の利用状況〔自然環境課〕

自然公園等の利用者数を把握することは、公園計画の策定及び施設整備等の基礎資料となり、自然公園行政の推進に欠くことができないものであることから、毎年調査を実施しています。令和3年度の利用者数は、7,731千人で対前年比-14.1%となっています。

（６）国立公園・国定公園・県立自然公園の利用施設〔自然環境課〕

自然公園は人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として、ますますその重要性が高まっています。地域にふさわしい利用施設を計画的に整備し、快適で適正な利用の推進を図ることにしています。

公園施設については、自然環境に配慮しつつ、自然とのふれあいを求める県民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するため、自然公園の利用計画に基づき、自然環境整備交付金、県単独、県費補助事業等により園路、園地、休憩所、公衆便所、野営場、駐車場等公共的な施設の整備を年次計画によって実施し、令和3年度は雲仙天草国立公園において多言語解説板整備等を実施しました。



図2-4 多言語解説板

（7）九州自然歩道の整備〔自然環境課〕

九州自然歩道の利用を促進するために、歩道の改修と老朽化した案内板や標識の補修等を実施しています。

（8）雲仙公園〔自然環境課〕

雲仙公園の概要

雲仙は島原半島の中央部に位置し、雲仙火山の主峰をなす普賢岳（1,359m）、国見岳（1,347m）、妙見岳（1,333m）、九千部岳（1,062m）等のほか、平成2年に始まった火山活動により形成された平成新山（1,483m）による独特な景観が見られます。

中腹部には雲仙地獄と呼ばれる噴気地帯があり、周辺には旅館、ホテルを中心とした雲仙温泉街が形成されています。

県では明治44年に、雲仙地獄周辺の官有地を県営温泉公園とし、雲仙の優れた自然を活用して観光客、特に外国人客の誘致を図るため、全国に先駆けて自然公園の整備、管理を開始しました。

大正2年には、県営施設として開設された日本最初のパブリックゴルフコースである雲仙ゴルフ場が開設されました。

昭和9年には、国立公園制度の発足とともに雲仙は、我が国第1号の国立公園に指定されました。戦前は外国人の保養地として、戦後は九州を代表する温泉宿泊地として発展してきました。

しかし、平成2年11月に普賢岳が198年ぶりに噴火し、翌年には度重なる火砕流等により大きな被害が発生したため、利用者が大きく減少しました。その後、平成7年に噴火活動は終息し、噴火活動により形成された溶岩ドームは「平成新山」と命名され、雲仙の新しい魅力となりましたが、利用者は回復することなく減少が続いています。

現在、地元関係者が中心となり、観光再生に向けた取組が進められています。

雲仙公園の利用施設の整備と管理

雲仙公園のレクリエーション利用に供するため、自然公園等整備事業により園地、駐車場、自然歩道、野営場（キャンプ場）等を整備しています。

雲仙温泉地区の国有地では、環境省が直轄事業としてビジターセンター、雲仙地獄探勝歩道等を整備し、その他に国庫補助事業等により、県が田代原野営場、池ノ原園地、宝原園地等の整備を行ってきました。

これらの施設の管理は、直轄事業分については（一財）自然公園財団などで、県事業分については県で行っています。

県で設置している自然公園の有料施設のうち、田代原野営場（雲仙市）、雲仙テニスコート（雲仙市）については、指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っています。

雲仙市道小浜仁田峠循環線

昭和11年に仁田峠～終点（現在の下り線）5,802m・幅員4.0mが完成し、昭和12年には定期バスが運行を開始しました。さらに昭和31年に池ノ原～仁田峠間（現在の上り線）4,438m・幅員4.0mが整備され、総延長10,240mのうち一部は国道に移管され、現在の8,200mの区間となっています。

平成21年4月には県から雲仙市へ移管され、一般市道として通行料が無料となったことを受け、平成21年度の通行台数は148,586台と対前年度比50%増加しましたが、その後は減少傾向が続き、平成28年度は熊本地震の影響で大幅に減少しました。その後、除々に増加していましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響により再び大幅に減少し、令和3年度は65,737台でした。

（9）温泉の保護と利用〔自然環境課〕

我が国は世界でも有数の温泉国です。本県には、雲仙・小浜、壱岐湯本の国民保養温泉地をはじめとして多くの温泉地があり、古くから国民の保健休養地として親しまれ、行楽の中心地として利

用されてきました。

「温泉法」はこれらの温泉を保護しその適正な利用を図ることを目的とし、温泉を掘削又は増掘する場合や動力装置を設置する場合には知事の許可を、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には知事又は政令市長(長崎市、佐世保市)の許可を受けなければならない旨定めています。平成20年10月には「可燃性天然ガスによる災害の防止」が目的に追加され、温泉に付随する可燃性天然ガスに対する安全対策が事業者には義務付けられ、基準値を超える可燃性天然ガスを含む温泉を反復継続的に汲み上げる場合には温泉採取許可、基準値以下である場合には可燃性天然ガス濃度確認申請を知事あてに提出することが必要となりました。

温泉はこれまでの医治効用・健康や保養を目的とした利用方法から、太陽光発電や風力発電等とともに有力な再生可能エネルギーの資源として地熱発電やバイナリー発電が注目を集めています。雲仙市の小浜温泉では温泉水を利用したバイナリー発電が行われており、既存の温泉の保護に十分配慮しながら、新たな活用についても可能性を探る動きがあります。

課題

- 老朽化した既存施設について、長寿命化の視点を取り入れた計画的な更新を行い、利用者の安全性を確保するとともに、少子高齢化に対応したバリアフリー対策を進める必要があります。
- また、近年は消費者ニーズがモノ消費からコト消費へとシフトしており、自然公園においても自然体験等の多様化する利用者のニーズに対応していく必要があります。

2-2-2 地域資源を活用した交流の拡大

現状・施策

(1) ジオパークの活用推進〔自然環境課〕

島原半島ジオパーク協議会と連携・協力して世界ジオパークのPRに努めるとともに、ジオガイドの実践の場となるジオツアーを実施しています。

令和3年度は、訪日外国人観光客対応として多言語解説板の整備を行いました。

また、令和4年1月に県内2箇所目となる「五島列島(下五島エリア)ジオパーク」が日本ジオパークに認定されました。

(2) 自然とのふれあいを推進する指導者等の育成〔自然環境課〕

自然環境の保護及び自然公園の適正な利用を確保し、自然環境行政を推進するためには、市町及び民間の協力が不可欠です。自然保護活動の基礎となる自然に親しみ、自然を育む心を醸成するには、民間指導者の自主的な啓発活動も重要です。

県は長崎県未来環境条例に基づき、自然環境保全地域等を巡回し、自然環境の保全及び動植物の保護の状況を把握するとともに、自然保護について指導するため自然環境監視員33人を委嘱し、県内の希少野生動植物種保存地域に配置しています。

また、特に、国立公園及び国定公園を保護しその利用の適正化を図るため、自然公園指導員30人が環境省自然環境局長から委嘱されています。

(3) 森林とのふれあい(インタープリターとの連携)〔林政課〕

長崎県民の森で開催する自然観察会、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星の観察会など、インタープリター(森の案内人)と連携し、森林とふれあう機会の提供に努め、森林に対する県民意識の啓発を図りました。

・令和3年度実績 イベントの回数 27回、参加人数 925人

新型コロナウイルスの影響により前年度より減

課題

- 今後も引き続き、関係者が価値観や情報を共有し、地域が一体となって持続的な地域資源の活用を図っていく必要があります。

第3章 循環型社会づくり

3-1 プラスチックごみ対策の推進

3-1-1 ゴミゼロ県民運動の展開

現状・施策

(1) 一般廃棄物の状況〔資源循環推進課〕

廃棄物の発生を抑制するためには、発生・排出段階での抑制と中間処理施設による減量化が必要です。

市町においては、ごみ処理手数料の有料化、各家庭による生ごみのコンポスト化などを実施することで発生抑制を図り、併せて、収集したごみから資源化物を選別しリサイクルすることで、焼却量や最終処分量の減量化に努めています。

県では、ごみの発生抑制と減量化について、県民の意識向上を推し進めるため、ごみ減量化・リサイクル等に関する各種広報を行い、また、身近にできる取組として「マイバッグキャンペーン（買い物袋持参運動）」やレジ袋の削減、食品ロス削減、生ごみの減量化・リサイクル運動などを推進しています。

ごみ処理

長崎県における1人1日あたりのごみ排出量の推移を図3-1に示します。令和2年度は972g/人・日であり、ごみ排出量はやや増加傾向にあります。

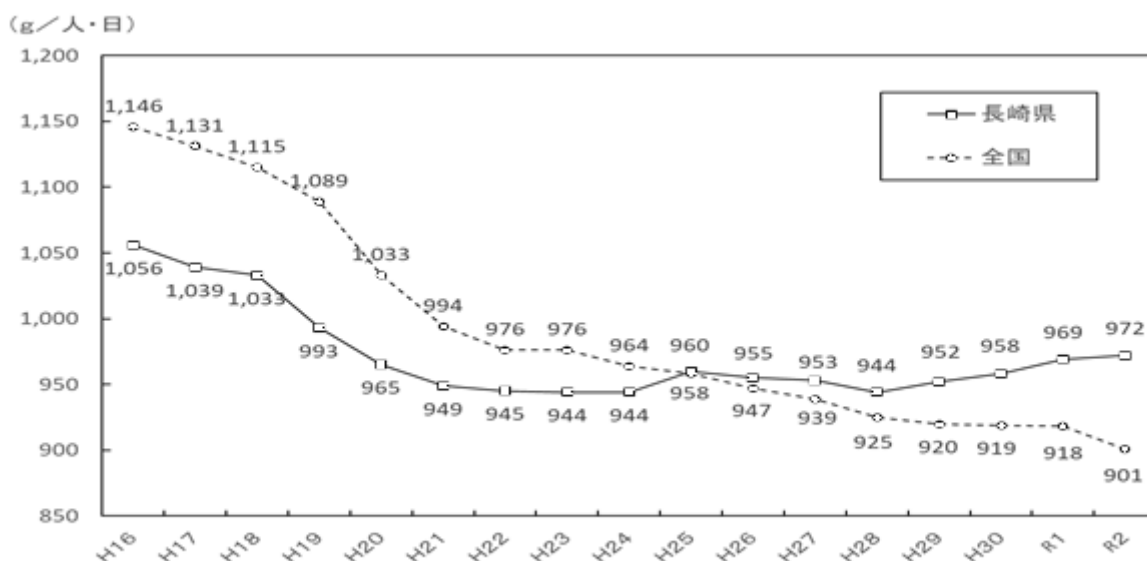


図3-1 1人1日あたりのごみ排出量の推移

(2) 産業廃棄物の状況〔資源循環推進課〕

令和2年度に実施した長崎県産業廃棄物実態調査（5年毎調査）によると、令和元年度の産業廃棄物の総排出量は、約487万tと推計されます。

排出量を業種別にみると、電気・水道業（ばいじん、汚泥等）約182万t（38%）、農業・林業（動物のふん尿等）約155万t（32%）、建設業（がれき類等）約99万t（20%）、製造業（汚泥等）約43万t（9%）となっています。（図3-2）

このうち約153万t（31%）が排出事業者や処理業者により減量化されています。減量化の内訳は、種類別にみると電気・水道業及び製造業から排出される汚泥の脱水が大半を占めています。

（図3-3）

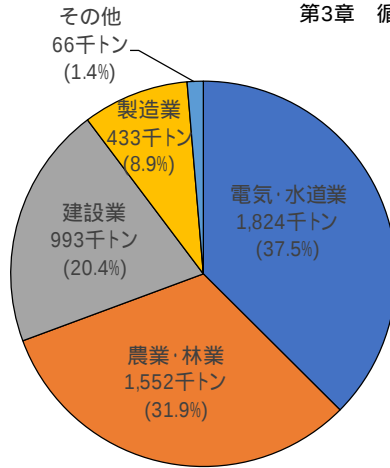


図3-2 産業廃棄物の業種別排出量（令和元年度）

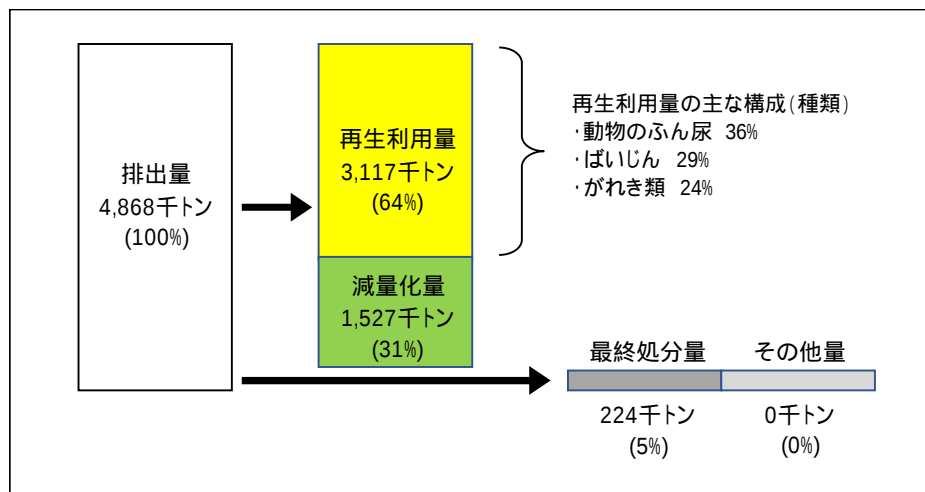


図3-3 産業廃棄物の処理の状況（令和元年度）

（３）ながさき環境県民会議〔資源循環推進課〕

平成15年2月、「ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）」において、廃棄物処理計画のアクションプランとして「ゴミゼロながさき実践計画」を策定しました。本計画は、本県の将来像である「ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」を形成するため、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取組を示した、具体的な活動方針です。

同会議の構成団体は、毎年、実施計画を作成して取り組むとともに、本計画の進捗状況をPDCAサイクルにより管理・評価し、必要に応じて取組内容を見直すこととしています。

県としては、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、平成15年度から「4R・ゴミゼロ推進事業」を展開しています。

その啓発事業の一環として、「ゴミゼロ」に関するシンボルマークを定める他、積極的な活動を行っている団体や個人を表彰するなど啓発活動を行っています（図3-4）。



図3-4 ゴミゼロながさきシンボルマーク

なお、本計画は令和3年度に見直しを行い、令和7年度までに一般廃棄物の1人1日あたりの排出量を令和元年度値に比べて69g削減すること、再生利用率を20%に向上させることを目標とし合計377の具体的な実践行動を掲げています。

また、本計画では「ゴミゼロ県民運動」として

ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動

家庭系廃棄物に係る実践行動

事業系廃棄物に係る実践行動

を柱として、各構成団体等が連携・協力した取組を実践することとしています。

（４）ゴミゼロ県民運動〔資源循環推進課〕

毎年6月の環境月間には、県、市町及び長崎県保健環境連合会等の各種環境美化団体が協力して空きかん等回収キャンペーンを実施しており、令和3年度は11,298人が参加して28,672個の空きかん等を回収しました。

毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として、市町、消費者団体、県内小売店舗等と連携したマイバッグキャンペーンを展開しています。県内の一斉行動参加店における令和3年度のマイバッグの持参率は、75.3%（コンビニを除いた場合79.5%）でした。

生ごみの減量化を推進するため、県が「NPO 法人大地といのちの会」に委託して育成した生ごみ減量化リーダーが、県内各地の保育園・幼稚園、小中学校、自治会等で生ごみの堆肥化、野菜づくりの実践指導を行っており、令和3年度は、延べ317回の活動実績がありました。

食品ロス削減については、「食品ロス削減～ながさき食ロスゼロを目指して～」のホームページの改修、食べ切り協力店の募集を開始し、令和4年3月末現在、県内378店舗の登録を行いました。また、事業者、県民、関係団体及び行政で構成する「長崎県食品ロス削減推進協議会」を平成29年11月に設立し、食品廃棄物の発生抑制、減量化を目指して取り組んでいます。なお、令和2年度は、当協議会を活用し、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、「長崎県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

課題

- 1人1日あたりのごみ排出量（令和2年度）は、全国値（901g）よりも71g多い972gとなっています。
- 県民・事業者・行政等から構成される「ながさき環境県民会議」を中心に、各主体による廃棄物の減量化及びリサイクルの取組を実施しておりますが、今後は食品ロス削減や廃プラ削減の県民運動の展開にも取り組む必要があります。
- 食品ロス削減のためには、県民の皆様には自身の取組について再認識していただき、事業者の皆様には生産、流通段階で対策に取り組んでいただく必要があります。また、県としては、食品ロス削減に有効なフードバンク活動の周知・啓発に取り組むとともに、フードバンク団体の取組を支援していく必要があります。

3-2 廃棄物の4Rと適正処理の促進

3-2-1 廃棄物の適正処理の推進

現状・施策

(1) 一般廃棄物の処理状況〔資源循環推進課〕

ごみ処理

令和2年度における一般廃棄物の排出量は約475千tであり、前年度に比べて約4千t（約0.8%）減少しています。全排出量の93.1%が市町等で計画的に処理されており、その内訳は、直接焼却83.3%、焼却以外の中間処理9.8%、直接埋立処分2.2%、直接資源化1.0%となっています。また、全排出量の2.7%は集団回収によって資源化されています。

ごみ処理事業費（令和2年度）については、処理施設の建設・改良費と処理及び維持管理費に分けられ、処理及び維持管理費の処理単価は1tあたり約45千円、年間一人あたり約15千円となっています。

し尿処理

令和2年度における水洗化人口は1,070,483人（総人口に対する割合は80.0%）で、そのうち、公共下水道が59.4%、コミュニティ・プラントや浄化槽によるものが20.3%となっています。水洗化率は、公共下水道等の普及に伴い、前年度より0.5ポイント増加しています。

また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設（97.6%）、下水道投入（2.4%）で処理されています。

(2) 一般廃棄物の発生抑制・減量化目標の設定〔資源循環推進課〕

令和3年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」において、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するため、将来の目標値を設定しました。（表3-1）

表3-1 一般廃棄物の減量化目標

	県民1人1日 あたりの排出量	排出量に占める 再生利用割合
基準年（令和元年度）	969g/人・日	15.8%
目標（令和7年度）	900g/人・日	20.0%

(3) 一般廃棄物の適正処理の推進〔資源循環推進課〕

「長崎県廃棄物処理計画」及び各市町一般廃棄物処理計画に基づき、市町が行う廃棄物（し尿、ごみ等）の再資源化、減量化等の推進について調整・協力し、また、処理施設の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について指導、助言を行いながら、総合的かつ計画的に推進しています。

施設整備状況

一般廃棄物を適正に処理するため「長崎県廃棄物処理計画」や市町の「一般廃棄物処理計画」、「循環型社会形成推進地域計画」等に基づき、今後も一般廃棄物処理施設の計画的な整備を推進します。

表3-2 一般廃棄物処理施設の現状（令和4年4月1日現在）

施設区分		施設数	処理能力等計
ごみ焼却施設 （稼働施設のみ）	全連続式	11	1,707 t/日
	准連続式	4	192 t/日
	機械化バッチ式	2	42 t/日
	計	17	1,941 t/日
最終処分場		25	1,959,404 m ³
粗大ごみ処理施設		2	80 t/日
資源化施設		13	179 t/日
し尿処理施設	し尿処理施設	24	1,644 kL/日
	コミュニティ・プラント	11	4,328 m ³ /日

廃棄物処理施設を整備する場合、国庫交付金制度（循環型社会形成推進交付金：環境省）が設けられており、令和3年度は6事業主体（市町及び一部事務組合）が、同制度を活用し、計画策定・設計や施設整備を行いました。

ダイオキシン類対策

令和3年度のダイオキシン類の年間排出量（一般廃棄物処理施設の合計）は、0.22g-TEQ/年で前年度より0.23g-TEQ減少しました。令和3年度にダイオキシン類対策特別措置法に基づき設置者が実施した排ガス中のダイオキシン類濃度の自主検査において、排出基準を超過した施設はありませんでした。

（4）産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の現状〔資源循環推進課〕

産業廃棄物処理施設及び（特別管理）産業廃棄物処理業の許可及び最終処分場の設置状況は、表3-3、表3-4のとおりです。

最終処分場については、令和3年3月31日現在の残余容量は1,222千m³ですが、そのうち48.7％は火力発電所等の自社処分場です。また、残余年数は、安定型処分場が7.9年、管理型処分場が20.5年となっています。

表3-3 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の現状（令和3年3月31日現在）

区分	処理施設			産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			処理業合計
	中間処理施設	最終処分場	計	収集運搬業	処分業	小計	収集運搬業	処分業	小計	
県	183	10	193	1,819	145	1,964	196	1	197	2,161
長崎市	73	8	81	55	56	111	10	3	13	124
佐世保市	48	1	49	46	43	89	4	2	6	95
計	304	19	323	1,920	244	2,164	210	6	216	2,380

設置許可対象施設

表3-4 産業廃棄物最終処分場の設置状況（令和3年3月31日現在）

種類		区分	県	政令市		計
				長崎市	佐世保市	
安定型処分場		施設数	7 (6)	5 (3)	1 (1)	13 (10)
管理型 処分場	処理業者所有	施設数				
	事業者所有	施設数	2 (2)			2 (2)
	小 計	施設数	2 (2)			2 (2)
計		施設数	9 (8)	5 (3)	1 (1)	15 (12)

（ ）は実稼働数

（5）排出事業者及び産業廃棄物処理業者の育成〔資源循環推進課〕

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、廃棄物の適正処理に関する研修を実施しています。令和3年度は、県内の排出事業者研修会（建設業、飲食サービス業など）を8回（1,225人参加、書面開催を含む。）、廃棄物処理業者研修会を8回（604人参加、書面開催を含む。）開催しました。

また、県内の優良品業者の育成を推進するため、優良な産廃業者育成のためのセミナーを1回開催しました。令和4年3月31日現在の優良認定業者数（県内業者）は19社となっています。

（6）産業廃棄物処理業者等の監視・指導〔資源循環推進課〕

産業廃棄物処理業者等への立入検査を実施し、不適正処理の未然防止及び早期発見・改善に努めました。なお、令和3年度における立入検査等の実施状況（政令市を除く）は、表3-5のとおりです。

表3-5 立入検査等の実施状況（令和3年度）

項 目	排出事業者	産業廃棄物 処理業者	自動車リサイクル法 関連業者	合 計
立入検査	1,108	5,381	568	7,057
口頭指導	21	133	7	161
指導票交付	12	5	-	17
文書指導	-	-	-	-
報告徴収	4	2	-	6
命令・処分	-	-	-	-

（7）PCB 廃棄物対策〔資源循環推進課〕

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の保管事業者に対して、立入検査を実施し、適正処理について指導・助言を行いました。また、高濃度PCB廃棄物の安定器類は、処理期限が令和2年度末（計画的処理完了期限は令和3年度末）までとなっていたことから、保管事業者に対し、処分又は適正保管を指導しました。なお、低濃度PCB廃棄物については、令和9年3月31日までの処理期限となっていることから、今後も期限内の適正処理を推進します。

表3-6 高濃度PCB廃棄物処理状況（令和4年3月31日現在）

	令和3年度末まで の処分実績	令和4年度 処理予定量（契約済）	計
トランス・コンデンサ類	2,132台	0台	2,132台
安定器及び 汚染物等	1,297缶	8缶	1,305缶
	151,080kg	507kg	151,587kg

（8）その他の廃棄物対策〔資源循環推進課、漁港漁場課、農産園芸課〕

廃棄物不法投棄監視パトロール

不法投棄を防止するため、県庁、各保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置（令和3年度は15人体制）し、不法投棄監視パトロールを実施しています。

令和3年度は77件（前年度比 - 25%）、768.1m³（前年比 + 371%）を発見し、そのうち76件（撤去率98%）の撤去が完了しました。

また、市町や警察、海上保安庁とも協力し、陸域パトロールのほか防災ヘリコプターによる空域からのパトロールや巡視船等による海上からのパトロールを実施するなど、廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止に努めました。

災害廃棄物対策

市町及び一部事務組合を対象として災害廃棄物処理に係る研修会を開催しました。

FRP漁船のリサイクル処理体制づくり

五島市、壱岐市において、地域協議会の構成員である会社の漁船処理状況を確認しました。対馬市においては構成員の廃棄物に関する許可取得状況の把握に努めました。

園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進

産業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため、各地域廃プラスチック適正処理推進協議会へのチラシの配布や情報提供等の啓発活動を行いました。

なお、各地域廃プラスチック適正処理推進協議会が県内の農業者から回収した令和3年度の廃プラスチックは4,455tとなりました。

（9）産業廃棄物税の活用〔資源循環推進課〕

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図るため、「産業廃棄物税」を九州各県が連携して一斉に導入しています。

その税収を有効に活用するため、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進、適正処理の推進を図る事業に充当しており、令和3年度は6事業（事業費：53,608千円）を実施しました。

課題

- 低濃度PCB廃棄物については処理期限内の処分を推進するとともに、当該廃棄物等を保管・所有する事業者の掘り起こし調査を実施していく必要があります。
- 不法投棄を防止するため、監視パトロールを強化し、発見事案の徹底的な追跡調査を行いながら早期改善に努める必要があります。
- 大規模な災害が近年頻発していることから、災害廃棄物の適正処理について市町に対し引き続き助言等を行っていく必要があります。

3-2-2 廃棄物の再資源化の推進

現状・施策

(1) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進〔資源循環推進課、地域環境課、畜産課〕

一般廃棄物

一般廃棄物のリサイクルについては、主に、資源ごみの分別収集、資源化施設による資源回収及び集団回収により取り組まれています。本県における令和2年度の再生利用率は15.9%と、前年度から0.1ポイント上昇しています。

また、家庭から排出されるごみの約6割の容積を占める容器包装廃棄物の排出抑制と再資源としての十分な利用を図るため、県内全市町において分別収集計画に基づいた容器包装リサイクルを推進しており、令和2年度の分別基準適合物の収集実績は25,946tとなっています。

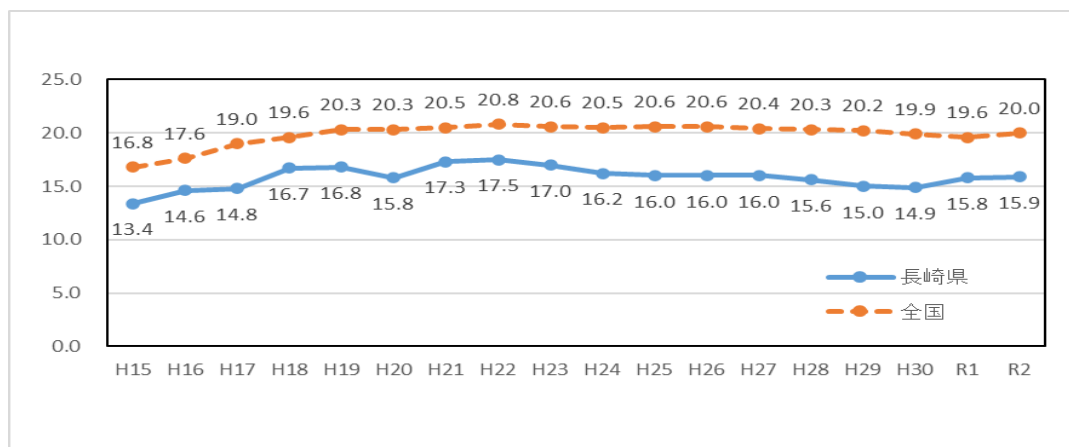


図3-4 再資源化率の推移(一般廃棄物)

産業廃棄物

令和2年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）によると、産業廃棄物の令和元年度の排出量は約487万tであり、その約64%にあたる約312万tが再生利用され資源化されています。

特に、家畜ふん尿を適正に管理し堆肥として利用することは、資源の有効活用の観点から大変重要であり、環境への負荷が少ない資源循環型農業に資するものです。平成30年度は、島原半島におけるポテンシャル調査や、バイオガス発電に伴い排出されるメタン発酵消化液の肥効実証試験（麦、ブロッコリー、飼料作物）を行いました。今後も、良質堆肥の生産、堆肥の広域流通、メタン発酵消化液の液肥としての利用化の研究など有機性資源の循環利用を推進します。

(2) 長崎県リサイクル製品等認定制度〔資源循環推進課、地域環境課〕

リサイクル製品等の普及拡大と環境産業の育成を目的として、長崎県リサイクル製品等認定制度を運用しています。認定製品等は、県の環境物品等調達方針において重点的に調達を推進すべき環境物品等に位置づけ、利用促進を図っています。また、認定製品等の利用を市町に推奨するとともに、認定製品等の情報をホームページ等で公開することにより、市町及び民間の利用拡大を目指しています。

令和3年度の新規認定件数は2件、更新は33件で、令和3年度末で194件を認定しています。

（３）家畜排せつ物の有効利用〔畜産課〕

家畜排せつ物の有効利用のために堆肥化を推進し、生産された堆肥の広域流通を図り、資源循環型農業の構築を推進しています。令和3年度は、雲仙市の1事業主体が堆肥保管庫を整備し、家畜排せつ物の利用促進が図られました。

（４）食品残さの利活用〔畜産課〕

食品残さ等飼料（エコフィード）の利活用推進のため、令和3年度は食品残さを利活用している飼料製造業者に対し、立ち入り調査を実施し加熱処理基準対応状況の確認を行いました。また、新たに食品事業者（パン工場）と養豚農家の個別マッチングが成立し、食品リサイクルによる資源の有効利用が図られました。

課題

- 令和2年度の本県の一般廃棄物リサイクル率（15.9％）は、全国平均（20.0％）と比べ低いため、各保健所単位で設置している県廃棄物対策連絡協議会において、市町毎の課題検証を行うとともに、県市町で連携を強化してリサイクル促進に取り組む必要があります。

3-2-3 漂流・漂着ごみ対策の推進

現状・施策

（１）海岸漂着物等対策〔資源循環推進課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課、諫早湾干拓課〕

本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有し、地形的な特性から、国内外からの様々なごみが毎年多く漂着しているため、平成22年10月に策定（令和3年3月変更）した「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、継続して漂流・漂着ごみ対策を実施しています。令和3年度は、市町に対し漂着ごみの回収処理・発生抑制対策費用について国庫補助等による支援を行うとともに、県管理海岸においても海岸清掃を実施し、合計2,281tを回収しました。

（２）海浜の環境美化対策〔漁港漁場課〕

長崎県漁業協同組合連合会などの水産関係団体と市町、県が一体となって海と渚の環境美化を推進し、水産業の振興に寄与するため、「長崎県海と渚環境美化推進委員会」を組織し、7月15日から8月13日までの30日間の推進期間中にポスター・新聞等による環境美化キャンペーンを行うとともに、県内一斉浜そうじを実施しました。

また、有明海の漁場環境を改善するため、本県と佐賀・福岡・熊本各県で組織する「有明海沿岸4県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会」が、有明海の漁場環境保全に関する啓発活動及び漂流ごみの回収や海浜清掃を行いました。

（３）日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃〔資源循環推進課〕

令和3年度は新型コロナウイルスの影響で、例年定めている一斉清掃期間を定めず、日韓8県市道で啓発活動、清掃活動を実施しました。本県においては、県内5市3町73か所で海岸清掃を実施し、延べ5,308人の参加により260tのごみを回収しました。

（４）発生抑制対策〔資源循環推進課〕

令和3年度、県内における官民共同による海岸清掃の取組を行いました。日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃のほか、対馬市では韓国の大学生と市内高校生等の交流事業も行われました。県は陸域からの流出抑制を図るため、啓発動画「海洋ごみ発生抑制対策（陸域からの流出抑制）Webセミナー」の製作や、散乱ごみの状況調査の結果を踏まえた啓発資料「プラスチックが海を汚染してるって本当?!」の作成を行いました。

課題

- 漂流・漂着ごみ削減のためには、発生抑制対策が重要です。環境教育や啓発活動など、市町・民間団体等と連携した発生抑制対策事業を継続する必要があります。また、約8割は陸域から発生されている海洋プラスチックごみの削減のためには、海岸を有する地域だけではなく内陸部を含む流域圏の多様な主体間での課題の共有や連携した取り組み等が必要です。

第4章 安全・安心で快適な環境づくり

4-1 大気環境の保全

4-1-1 広域的汚染への対策の推進

現状・施策

(1) アジアの環境問題への貢献プロジェクト〔県民生活環境課〕

平成23年9月に長崎県環境部(現：県民生活環境部)と福建省環境保護庁(現：生態環境庁)の間で締結した「環境技術交流に関する協定」に基づき、平成25年度から、人材育成や両地域の環境課題解決への貢献を図るため、交流員の相互派遣、環境白書や環境研究成果の情報交換を行っています。



福建省との環境技術交流

(2) 大気常時測定結果〔地域環境課〕

大気汚染防止法に基づき、一般環境大気測定局38局(長崎県11局、長崎市4局、佐世保市5局及び企業所管局18局)、自動車排出ガス測定局4局(長崎市2局、佐世保市2局)の計42測定局において大気汚染状況、気象測定局1局(企業所管局)において気象状況の常時監視を実施しました。令和3年度の測定結果は次のとおりでした。

二酸化硫黄(SO_2)

34測定局(自動車排出ガス測定局1局を含む。)で測定を行い、全ての測定局において環境基準を達成し、平成11年度から22年連続して全ての有効測定局で環境基準を達成しています。

浮遊粒子状物質(SPM)

38測定局(自動車排出ガス測定局3局を含む。)で測定を行い、短期的評価で36局、長期的評価で全ての測定局において環境基準を達成しています。

二酸化窒素(NO_2)

38測定局(自動車排出ガス測定局4局を含む。)で測定を行い、全ての測定局において環境基準を達成し、平成17年度から17年連続して全ての有効測定局で環境基準を達成しています。

光化学オキシダント(Ox)

26測定局で測定を行い、全ての測定局で環境基準を超過し、超過日数は29～97日でした。

微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$)

18測定局(自動車排出ガス測定局1局を含む)で測定を行い、全ての測定局で環境基準を達成しています。

(3) 大気汚染緊急時対策〔地域環境課〕

$\text{PM}_{2.5}$ や光化学オキシダントについては、健康に影響が及ぶ可能性がある場合は住民等に向けて注意喚起等を行っています。令和3年度は光化学オキシダント注意報の発令および $\text{PM}_{2.5}$ の注意喚

起はありませんでした。

（４）有害大気汚染物質調査〔地域環境課〕

大気汚染防止法に基づき、21の有害大気汚染物質について7地点で調査を実施しました。その結果、環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）は環境基準を下回り、健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている9物質は指針値以下、環境基準等が設定されていない8物質は令和2年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそれ以下でした。

（５）酸性雨モニタリング調査〔地域環境課〕

長崎市において採取した降雨について、pH（水素イオン濃度）の調査を実施しました。令和3年度の長崎市のpHの年平均値は5.08であり、環境省が全国19地点で実施した令和2年度の全国の酸性雨対策調査結果の年平均値（4.68～5.24）と比較して同等の濃度レベルでした。

課題

- 光化学オキシダントの環境基準については未達成（0％）の状況が続いており、今後も大気汚染防止法に基づき、引き続き環境基準の達成状況や経年変化を継続して確認し、必要に応じて注意喚起等を行う必要があります。

4-1-2 発生源対策の推進

現状・施策

（１）発生源の現況〔地域環境課〕

固定発生源

大気汚染防止法では、ばい煙や粉じんを多く発生し大気を汚染するおそれのある一定規模以上のものを「ばい煙発生施設」及び「粉じん発生施設」として、設置や構造の変更等に際し届出を義務付け、ばい煙の排出量や一般粉じん発生施設の管理について規制しています。令和3年度末における届出施設数は、ばい煙発生施設が1,810施設で、一般粉じん発生施設は1,036施設です。

（２）大気環境保全対策〔地域環境課〕

固定発生源対策

大気汚染防止法に基づき、工場・事業場のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設への立入検査等を実施し、届出内容の確認や維持管理の指導等を行っています。令和3年度は、ばい煙発生施設550施設、一般粉じん発生施設1,392施設、計1,942施設に立入検査を実施したところ、13件の違反を確認し改善を指導しました。

なお、本県には固定発生源である大型の火力発電所が2か所に立地していますが、事業者及び地元市町、県とで環境保全協定を締結し、硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじんについて排出基準よりもさらに厳しい協定値を設定するとともに、各発電所の周辺には、硫黄酸化物及び窒素酸化物濃度等の自動測定機が設置され、本県のテレメータシステムで常時監視を行っています。

（３）自動車排出ガス測定結果〔地域環境課〕

自動車排出ガスの影響が大きい二酸化窒素と一酸化炭素について、4か所（一酸化炭素は3か所）の自動車排出ガス測定局で継続して測定を行っています。令和3年度は全ての測定局で環境基準を達成しています。

（４）公共交通機関の利用促進（再掲）〔地域環境課〕

ながさき環境県民会議と合同で、12月に県下一斉スマートムーブウィークを実施しており、令和3年度は、488社（者）、33,342人が参加し、約61tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

（５）環境に配慮したまちづくり（再掲）〔都市政策課〕

鉄道の高架化により複数の踏切が一举に除却されるため、道路交通の円滑化が図られ、一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで、二酸化炭素の発生量が削減されます。

令和2年3月28日に在来線の高架化が完了しており、4箇所の踏切を除却しました。

JR長崎本線連続立体交差事業

・解消する踏切の数 4か所（長崎市松山町～尾上町）

4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進

現状・施策

（１）騒音対策〔地域環境課〕

環境騒音

令和3年度は、環境監視のため、5市2町において132地点で環境騒音定点調査を行っています。

その結果、基準適合地点は昼間帯で128地点、夜間帯で123地点、全時間帯で123地点でした。

自動車騒音

○自動車騒音（環境基準関係）

令和3年度は、県内3区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間とも環境基準を達成したのは100%でした。

○自動車騒音（要請限度関係）

令和3年度は、県内8市2町の主要幹線道路を中心とした38地点で、要請限度の騒音測定調査を実施し、昼間・夜間とも環境基準を達成したのは79%でした。

航空機騒音

長崎空港周辺には、本土側の大村飛行場(旧A滑走路)と海上の民間の航空機が発着する長崎空港(旧B滑走路)の2本の滑走路があり、長崎空港の騒音影響については10地点、大村飛行場の騒音影響については6地点で、航空機騒音の調査を実施しています。令和3年度は、長崎空港の騒音影響について測定する全ての地点で環境基準を下回っていましたが、大村飛行場に係る測定地点では3地点で環境基準を超過しました。

（２）振動対策〔地域環境課〕

生活環境の保全と健康の保護を目的として主要幹線道路の交通振動について調査を行っています。

令和3年度は4市において25地点で調査を実施し、全地点が要請限度以下でした。

（３）悪臭対策〔地域環境課〕

悪臭防止法では、工場その他の事業場から発生する悪臭の規制について、アンモニアや硫化水素など悪臭防止法に定める22物質の濃度に着目した「物質濃度規制」と、人の嗅覚を利用してにおいの強さを総合的に評価する「臭気指数規制」があります。「臭気指数規制」は、平成16年4月1日から時津町で、平成16年10月1日から大村市で導入されています。

課題

- 環境騒音の基準不適合の要因が自動車騒音や建設工事等による作業音の影響が主なものであったため、現在市町において調査地点の見直しや騒音対策を検討している状況にあります。県としては、今後も市町が実施する類型指定地域における環境騒音の経年的な動向を注視していく必要があります。

4-2 水環境の保全

4-2-1 海域・河川・湖沼・地下水の水質保全、改善対策の推進

現状・施策

(1) 海域、河川、湖沼等の水質保全対策〔地域環境課〕

公共用水域の水質監視状況

県は、水質汚濁防止法に基づき、毎年度測定計画を作成し、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況について、長崎市及び佐世保市等の関係機関とともに常時監視を実施しています。

公共用水域については、県内の主要河川・湖沼及び海域で健康項目（27項目、131測定地点（河川59地点、湖沼2地点、海域70地点））及び生活環境項目（河川5項目・湖沼6項目・海域7項目、71水域136の環境基準点（河川56水域58地点、湖沼1水域2地点、海域14水域76地点））の調査を実施しました。

令和3年度は、健康項目については河川の1地点で環境基準を超過しました。生活環境項目では、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD又はCODについて、河川（BOD）は全地点で達成し、湖沼（COD）2地点は未達成、海域（COD）は76地点中58地点で達成しました。また、海域の全窒素及び全リンについては、全窒素は37地点中33地点、全リンは37地点中31地点で達成しました。

地下水

環境基準項目について、長崎市及び佐世保市とともに地下水の調査を実施しています。令和3年度は県内81地点（概況調査30地点、汚染井戸周辺地区調査18地点、継続監視調査33地点）において水質測定を実施しました。その結果、概況調査は全30地点、汚染井戸周辺地区調査は全18地点で達成し、継続監視調査は33地点中18地点で環境基準を達成しました。

海水浴場の調査

県内の主要な20海水浴場で、開設前と開設中の2回、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度などを調査しています。令和3年度の調査では、遊泳不適の海水浴場はありませんでした。

(2) 大村湾水質保全対策〔地域環境課、水環境対策課〕

県本土の中央部に位置し、古くから多くの人々に親しまれている大村湾については、平成31年3月に策定した「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、2つの柱に沿った事業を関係機関が展開することにより、豊かな生態系と保全された自然環境を保ち、流域に暮らす人々にとっての里海、地域の活力を産む“宝の海”の実現をめざしています。

令和3年度は、下水道整備や浄化槽設置等に加え、造成浅場における環境学習や沿岸域における生き物調査などの事業を行いました。

また、大村湾流域別下水道整備総合計画に基づき、全窒素、全リンの排出量を抑制する高度処理化のため、大村湾南部流域下水道、大村市公共下水道、長与町公共下水道において、高度処理化工事を実施し、令和2年3月に一部供用を開始しております。

(3) 諫早湾干拓調整池の水質保全対策〔地域環境課〕

諫早湾干拓調整池の水質保全対策については、令和元年8月に策定した「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画（行動計画）」に基づき、各関係機関が生活排水対策、面源対策、調整池内対策に取り組んでいるところです。

令和3年度は、下水道整備や浄化槽設置等に加え、農地由来の負荷を低減するための取り組みとして環境保全型農業の普及、啓発及び指導、底泥の巻上げによる負荷を低減するための浅水域の波浪低減対策等に取り組みました。

(4) 諫早湾周辺地域での環境保全型農業の推進〔農産園芸課、諫早湾干拓課〕

第3期行動計画に基づき、土づくりを重視した栽培や化学合成された農薬及び肥料の使用を低減した栽培など環境負荷を軽減する環境保全型農業を推進しています。具体的には、表土や肥料養分

等の流出を防止するカバークロップの推進や化学肥料及び化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組にあわせて地球温暖化対策や生物多様性保全に効果のある取組を行う個々の農業者に対する支援（環境保全型農業直接支払交付金）、有機物を活用した窒素負荷低減対策技術開発のための試験等に取り組みました。

・令和3年度実績

カバークロップ導入面積（諫早湾干拓調整池流域畑地）	286ha
環境保全型農業直接支払交付金面積 （平成諫早湾干拓地及び諫早湾干拓調整池周辺農地）	973ha

（5）島原半島地域地下水汚染対策〔地域環境課、農産園芸課、畜産課〕

島原半島では、地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度の環境基準（10mg/L）超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。このため、「第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度改訂版）」に基づき、半島内の17地点の地下水定期モニタリングや、半島内63地点における追跡井戸調査を実施しました。また、硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、特別栽培やカバークロップ植栽等環境保全型農業の推進、半島内の余剰堆肥の域外への流通促進など総合的な対策を講じています。

・令和3年度実績

堆肥ヘルパー組織数	延べ14組織（島原半島）
-----------	--------------

（6）漁場環境の改善（再掲）〔漁港漁場課〕

磯焼け対策として、海藻が着生するための自然石や海藻の種苗供給のための藻場礁を設置し、藻場造成を実施しました（長崎北地区など2地区 2.6ha）。

また、魚介類の産卵・成育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持回復・拡大を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内86組織に対し、国交付金事業を活用し支援を行いました。

（7）赤潮被害防除技術の研究開発〔漁政課〕

本県海域における有害赤潮発生件数は平成18年（暦年）以降、7～27件/年で推移しています。このため、総合水産試験場では、有害赤潮の多発海域や過去に大きな漁業被害が生じた海域の調査を実施し、有害赤潮の発生特性の把握・動態予測手法や有効な防除方法の検討などを行うことで、漁業被害の防止・軽減に努めています。

令和3年度の取組としては、玉之浦湾で発生したコクロディニウム赤潮に対し、地元赤潮自主監視体制と協力して、発生状況を把握し、防除剤（改良型粘土）の散布等の対策を実行したことで、漁業被害の軽減につなげました。

（8）日韓海峡沿岸環境技術交流会議〔県民生活環境課〕

九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県と韓国南岸1市3道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸環境技術交流会議」での合意に基づき、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する共同事業を実施しています。令和3年度は環境政策・研究事例発表会がオンラインで開催され、日韓行政・研究担当者間での交流を行いました。

課題

- 大村湾の水質保全対策では、湾奥部を中心にCOD水質保全目標値（2.0mg/L）超過が見られることから、「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、各種対策を着実に実行することで、水質保全目標の達成を目指します。
- 諫早湾干拓調整池は、COD水質保全目標値を超過した状態が続いているが、生活排水や面源系からの流入負荷と調整池内の潜在的な汚濁負荷が要因となっており、「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、引き続き関係機関一体となって各種対策を着実に

実行する必要があります。

- 島原半島では、広域的に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水から検出され、一部の地域では、水質の改善がみられず環境基準を超過している状況が続いていることから、長期的な観点からの継続した取組が必要です。

4-2-2 発生源対策の推進

現状・施策

(1) 生活排水対策の総合的推進〔地域環境課、水環境対策課〕

炊事、洗濯、入浴など私たちの日常生活に伴う生活排水が近年における公共用水域の水質汚濁の大きな要因となっており、下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備等を行っています。令和3年度末の汚水処理人口普及率は83.2%です。

(2) 汚水処理施設整備の推進〔水環境対策課、漁港漁場課〕

各種汚水処理施設の有する特性や経済性を勘案し、効率的かつ適正な整備を進めています。

- ・下水道事業実施市町 9市7町 (令和3年度末現在)
- ・農業集落排水事業実施市町 7市3町 (令和3年度末現在)
- ・漁業集落排水事業実施市町 9市2町 (令和3年度末現在)

(3) 浄化槽の整備〔水環境対策課〕

生活雑排水による公共用水域の汚濁等に対処するため、浄化槽の設置及び整備を推進しています。

浄化槽設置整備事業(個人設置型)

浄化槽設置に対する個人への補助制度は、昭和60年度から、閉鎖性水域である大村湾流域を対象にスタートし、平成3年度からは、補助対象を県内全域に拡大しています。

- ・事業実施市町 13市5町(令和3年度末現在) 令和3年度設置基数 1,453基

公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)

市町村が設置主体となって浄化槽の整備・管理を行う公共浄化槽等整備推進事業は、平成14年度から実施されています。

- ・事業実施市町 1町(令和3年度末現在) 令和3年度設置基数 6基

浄化槽の適正な維持管理に関する指導

浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施、浄化槽保守点検業者による定期的な保守点検、(一財)長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等、「浄化槽法」に基づき浄化槽の適正な運用を指導し、生活環境や海、河川などの水質環境の保全に努めています。

(4) 工場・事業場の監視状況〔地域環境課〕

水質汚濁防止法及び長崎県未来環境条例に基づき、工場・事業場に立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、排水基準に違反し又は違反するおそれのある事業場については、改善の指導や勧告、さらには改善命令等の行政措置を行っています。令和3年度は立入検査を1,105件実施しました。そのうち250件で排水基準の遵守状況を確認したところ7件の違反があり、改善の指導や勧告を行いました。

課題

- 汚水処理施設の整備は全国と比較すると遅れており、水環境保全のためにも整備を進める必要がありますが、人家がまばらで集合処理に適さない地域が多い離島地域や半島地域では、なかなか整備が進んでいない状況です。未普及対策に必要な国予算を確保し下水道整備を促進するとともに、浄化槽整備も促進する必要があります。

- 浄化槽設置整備は、個人設置型浄化槽での整備に限界があることから、公共浄化槽（市町村設置型）の導入も推進して汚水処理人口普及率の向上を図ることが必要です。

4-2-3 土壌・地盤環境の保全

現状・施策

（１）土壌汚染の現状〔地域環境課〕

現在、大規模な土壌汚染は発生していませんが、これまで昭和40年代後半に対馬市佐須地区で農地汚染が確認され、その後、土地改良が行われました。

（２）土壌汚染の実態把握〔地域環境課〕

地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染の実態を把握するための環境監視を行っています。

（３）島原半島地域地下水汚染対策（再掲）〔地域環境課、農産園芸課、畜産課〕

島原半島では、地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度の環境基準（10mg/L）超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。このため、「第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度改訂版）」に基づき、半島内の17地点の地下水定期モニタリングや、半島内63地点における追跡井戸調査を実施しました。また、硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、特別栽培やカバークロップ植栽等環境保全型農業の推進、半島内の余剰堆肥の域外への流通促進など総合的な対策を講じています。

・令和3年度実績

堆肥ヘルパー組織数	延べ14組織（島原半島）
-----------	--------------

（４）土壌汚染対策法への対応〔地域環境課〕

土地所有者の土壌調査で指定基準を超える有害物質が検出された場合は、県知事（長崎市長、佐世保市長）は、その土地に関して区域を指定し、汚染土壌の除去等の措置を講じることを指示するなど、汚染の拡大防止を図っています。令和3年度は県内（長崎市、佐世保市除く）で要措置区域の指定及び解除を1箇所、形質変更時要届出区域の指定の解除を1箇所行いました。

（５）農業生産と環境対策〔農産園芸課〕

農業は食料の供給の機能のほか、国土の保全や環境の保全といった多面的機能を有しています。農業の持続的な発展のためには、農業の自然循環機能の維持増進が重要で、農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していくことが必要です。

本県では、現行農業技術を評価した上で、有機質資源の有効利用による土づくりを基本とし、化学肥料・化学合成農薬の適正使用により、土壌、地下水等の自然・農業生産環境の保全を推進してきました。

課題

- 県内の一部の地域でテトラクロロエチレン等有機塩素化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水汚染が確認されており、今後も長期的な観点からのモニタリングが必要です。

4-2-4 健全な水循環の確保

現状・施策

(1) 雨水・再生水の利用〔水環境対策課〕

水の循環利用とは、雨水や再生水を、トイレ洗浄水、樹木への散水等の雑用水に有効活用することをいいます。

県では、雨水、再生水の利用促進について、調査や情報収集を行うとともに、ホームページなどにより、啓発に努めています。

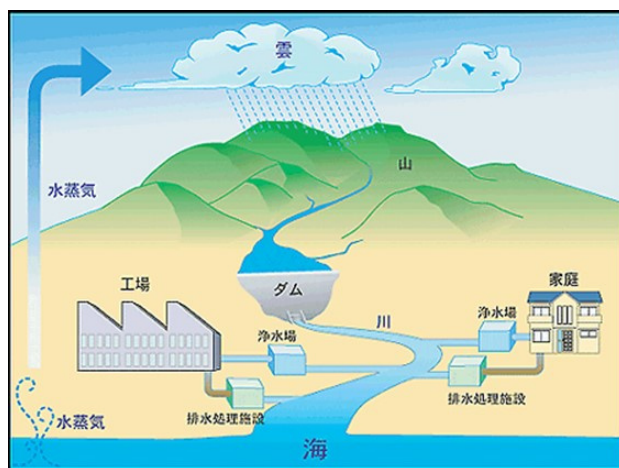


図4-1 雨水・再生水の利用

(2) 水資源の有効利用〔水環境対策課〕

水資源の有効利用のため、地域ごとの水需給の現状と動向を調査、情報収集するとともに、ホームページによる情報提供・啓発を実施しました。



図4-2 水循環の概念図(出典：令和3年版水循環白書)

4-3 環境保健の推進

4-3-1 有害物質に対する健康対策の推進

現状・施策

(1) 有害大気汚染物質調査(再掲)〔地域環境課〕

大気汚染防止法に基づき、21の有害大気汚染物質について7地点で調査を実施しました。その結果、環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)は環境基準を下回り、健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている9物質は指針値以下、環境基準等が設定されていない8物質は令和2年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそれ以下でした。

(2) 大気汚染緊急時対策(再掲)〔地域環境課〕

PM2.5や光化学オキシダントについては、健康に影響が及ぶ可能性がある場合は住民等に向けて注意喚起等を行っています。令和3年度は光化学オキシダント注意報の発令およびPM2.5の注意喚起はありませんでした。

(3) アスベスト対策連絡会議〔地域環境課〕

県内のアスベスト問題に関して、適切かつ迅速な対策を実施するため「長崎県アスベスト対策連絡会議」を設置し、アスベストに関する情報の共有、実態把握に努め、施設における除去対策等の取組を推進しています。

(4) 民間建築物の吹付けアスベスト対策〔建築課〕

現在、建築物にアスベストの飛散の恐れのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物には、吹付け材にアスベストが含まれ、放置しているとアスベストが飛散する恐れのある建築物が存在します。

県民の健康被害の低減を図るため、吹付けアスベストの使用の恐れのある建築物の所有者等に、アスベストによる健康被害等について周知を行っています。また、民間建築物に対するアスベストの含有を確認する成分調査及びアスベスト除去等対策工事費用を市町と連携して助成を行っており、補助制度の活用についても併せて周知を行い、民間建築物の吹付けアスベスト対策を推進しています。(表4-1)

表4-1 民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数

年度	除去等対策工事(件)		成分調査(件)	
		うち助成件数		うち助成件数
令和3年	1	1	5	5

4-3-2 化学物質等の環境リスク対策の推進

現状・施策

(1) 化学物質の規制の推移〔地域環境課〕

化学物質による環境汚染を防止するために、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律により、特定の化学物質に対する環境中への排出規制や化学物質の製造・使用の規制等が行われ対策が進められています。

(2) ダイオキシン類に係る環境の常時監視〔地域環境課〕

本県では、平成10年度から平成11年度は大気汚染防止法に基づき大気環境中のダイオキシン類濃度調査を、平成12年度からはダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気環境、公共用水域(水質、底質)、地下水及び土壌についてダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。令和3年度は63地点で調査を行い、全ての地点で環境基準を達成していました。

（３）ダイオキシン類の発生源対策〔地域環境課〕

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として指定し、排出規制を行っています。ダイオキシン類の発生源対策としては、主な発生源である廃棄物焼却炉を中心に排出ガスや排出水中のダイオキシン類濃度の検査を実施するとともに、設置者から報告があった年1回以上の自主検査の結果を公表しています。令和3年度は立入検査を実施した4施設の全て、また、設置者による自主検査では、大気基準適用施設68施設の全てにおいて、水質基準適用施設は4施設の全てにおいて排出基準に適合していました。

（４）ごみ処理広域化〔資源循環推進課〕

ダイオキシン類の排出量の減少に資するため、ごみ処理の広域化、焼却施設の更新・改良等を進めています。令和3年度は、循環型社会形成推進地域計画に基づく焼却設備の基幹的改良事業などを予定どおり実施しました。なお、令和3年度に法に基づき設置者が実施した排ガス中のダイオキシン類濃度の自主検査では、排出基準を超過した施設はありませんでした。

令和3年度のダイオキシン類の年間排出量（一般廃棄物処理施設の合計）は、0.22g-TEQ/年で前年度より0.23g-TEQ減少しました。

（５）PRTR 制度による適正管理〔地域環境課〕

工場・事業場が取扱う化学物質について、県を通じて国に報告し、公表することにより、事業者が自ら排出量を把握し、また自主的な化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを主な目的としています。PRTR制度による主な届出事業者は、ガソリンスタンド、下水道事業者、一般廃棄物処理施設等で令和3年度実績については312件の届出がありました。

（６）PCB 廃棄物対策（再掲）〔資源循環推進課〕

PCB廃棄物の保管事業者に対して、立入検査を実施し、適正処理について指導・助言を行いました。また、高濃度PCB廃棄物の安定器類は、処理期限が令和2年度末（計画的処理完了期限は令和3年度末）までとなっていたことから、保管事業者に対し、処分又は適正保管を指導しました。なお、低濃度PCB廃棄物については、令和9年3月31日までの処理期限となっていることから、今後も期限内の適正処理を推進します。

表3-6 高濃度PCB廃棄物処理状況（令和4年3月31日現在）

	令和3年度末までの処分実績	令和4年度処理予定量（契約済）	計
トランス・コンデンサ類	2,132台	0台	2,132台
安定器及び汚染物等	1,297缶	8缶	1,305缶
	151,080kg	507kg	151,587kg

課題

- 老朽化が進んだ施設や離島の小型焼却炉等については、施設の更新・改良等を推進する必要があります。
- 低濃度PCB廃棄物については処理期限内の処分を推進するとともに、当該廃棄物等を保管・所有する事業者の掘り起こし調査を実施していく必要があります。

4-4 快適で美しいまちの保全

4-4-1 良好な景観の形成と保全

現状・施策

(1) 無電柱化の推進〔道路維持課〕

美しい都市景観を形成するため、県が管理する幹線道路等において、無電柱化の整備を行っています。

・令和3年度 一般国道206号他8か所

(2) 都市における自然環境等の保全〔道路維持課〕

都市公園の整備

都市公園は、人々にゆとりとやすらぎを与えることから、緑のオープンスペースとして整備を進めており、本県の一人あたりの都市公園面積は $13.0\text{m}^2/\text{人}$ （令和2年度末現在）で全国平均（ $10.7\text{m}^2/\text{人}$ ）を上回っています。

令和3年度は、県立都市公園5公園の施設長寿命化対策工事を行いました。

緑の基本計画

都市緑地法第4条の規定に基づき、都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための緑の基本計画は、平成30年度末現在、全国で686都市が策定しています。

県内においては、令和3年度末で、長崎市・佐世保市・諫早市・大村市・雲仙市の5市であるため、他の市町へ策定を指導しています。

県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等に実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めています。

風致地区

風致地区は、都市における自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持するため、市街地の自然景勝地、市街地周辺の丘陵地、景観の優れた水辺地、歴史的意義を有する地域、緑豊かな低密度住宅地等を指定するもので、条例により建築等の行為に一定の制限を設け、良好な都市景観を維持しています。

令和3年度末現在、県内には7市において、41か所約5,350.5haが指定されています。

(3) 長崎らしい景観形成〔都市政策課〕

本県は、自然景観、歴史文化景観、地域景観、またはこれらを背景とした生業やまちなみによる複合的な景観が形成され、地域ごとの豊かな多様性のある景観が特徴となっています。これらを守り、育み、あるいは魅力ある景観を創造していく長崎らしい景観形成を推進するため、市町の景観法に基づく景観行政団体への移行と景観計画の策定に技術的・財政的支援を行うとともに、景観行政団体に移行していない市町や景観計画未策定の景観行政団体への働きかけを行いました。

・景観計画策定団体数 15市町（令和3年度末現在）

(4) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定〔資源循環推進課〕

文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域を対象に、長崎県未来環境条例に基づき、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」を指定し、県内26の指定地区を巡回指導しながら、県民や事業者へ環境美化の取組を呼びかけています。

（５）屋外広告物に関する適正な規制誘導〔都市政策課〕

屋外広告物には、はり紙や立看板といった簡易なものから広告板や広告塔に至るまで多彩な形態のものがあり、社会への情報発信源として、また市街地における賑わいの一要素として重要な役割を担っています。一方で、はり紙や立看板などといった簡易な違法広告物の氾濫や広告物の無秩序な掲出により街の景観が阻害される状態も顕在しています。本県では広告物に対し様々な規制・誘導を行うとともに、周知・啓発のため「ながさきサインフォーラム」を開催しています。

（６）空き家対策〔住宅課〕

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく実態調査や対策計画の策定、県内全市町と民間関係団体で構成する「長崎県空き家対策協議会」の開催、特定空家への行政指導や除去支援、空家の活用による交流拠点整備等を行う市町に対し、必要となる技術的な助言や情報提供を行い、連携して空き家対策を行っています。

令和3年度は賃貸住宅の少ない離島半島地域等において、空き家を活用し、民間事業者と連携して移住者のニーズに応じた住宅の確保に取り組む市町に対し、県が支援を行う「移住者向け住宅確保加速化支援事業」を2市において実施しました。

（７）清掃美化活動の支援〔河川課〕

県管理の河川等において、河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、ボランティア活動による清掃美化活動を行っている団体に対して、市町と共に支援し、美しい県土づくりを推進しています。

令和3年度は延べ36,904人が、県管理の公共施設（道路、河川、海岸、港湾等）において清掃美化活動を行いました。

4-4-2 歴史的環境の保全

現状・施策

（１）美しい景観形成の推進〔都市政策課〕

平成23年度に施行した「美しい景観形成推進計画」に基づき、景観法も活用しながら、県内各地域の自然や歴史、文化、産業などを生かした個性的で魅力ある景観形成を推進し、県民が誇りと愛着を持つことができ、多くの観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

表4-3 美しい景観形成の推進の制度

制度名	制度の概要	令和3年度の成果
まちづくり景観資産登録制度	個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建造物、樹木などを登録し、その内容を広く周知するほか、登録した建造物や樹木の所有者による保全・修景行為を、市町と共同で支援する。	■ 景観資産の登録 / 建造物等0件 ■ 保全事業費の補助 / 3件
美しい景観形成アドバイザー制度	上記に掲げる場合を始め、住民や市町が良好な景観形成を目指した計画づくりや施設整備を行う場合に、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、必要な助言を行う。	■ アドバイザーの登録 / 37人 ■ アドバイザーの派遣 / 延べ1回

(2) 文化財の保護〔学芸文化課〕

将来の文化の向上発展の基礎となる貴重な財産である指定文化財等について、保護・保存に影響を与えるような行為について制限を行い、定期巡視等も実施するなど保護に努めています。

なお、令和4年4月1日現在、県内の国、県指定文化財等（有形文化財（建造物のみ）・史跡・名勝・天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観）は表4-4のとおりです。

表4-4 指定文化財の指定状況（令和4年4月1日）

	有形文化財 (建造物)	史 跡	名 勝	天 然 記念物	重要伝統的 建造物群 保存地区	重要文化 的景観	合 計
国	37件 (国宝・重要文化財)	32件 (特別史跡を含む)	7件 (特別名勝を含む)	35件	4件	7件	122件
県	33件	94件	1件	105件	-	-	233件
合計	70件	126件	8件	140件	4件	7件	355件

(3) 文化財調査管理〔学芸文化課〕

所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費について、令和3年度は85件の補助を行いました。

また、長崎県文化財保護指導委員による指定文化財等の巡視を111回実施し、所有者に対し文化財保護に関する指導・助言を行いました。

(4) 文化財を守り、継承していく機運の醸成〔学芸文化課〕

県民が文化財を守り、継承していく機運を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」、「発掘調査説明会」等の事業を行いました。

第5章 環境保全のための共通の取組

5-1 行動と参画・協働の推進

5-1-1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進

現状・施策

(1) 総合的な学習（探究）の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進〔義務教育課、高校教育課〕

「総合的な学習（探究）の時間」において環境教育に取り組んでいる学校が、令和3年度は小学校259校（82.5％）、中学校93校（55.4％）、高等学校18校（26.9％）ありました。

また、県内すべての公立小・中・高等学校では、関連する教科等（社会科、理科、生活科、保健体育科、家庭科、技術・家庭科、道徳科、特別活動等）で環境教育に取り組んでいます。

(2) 環境教育・環境学習等の推進状況〔県民生活環境課〕

こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、環境省の呼びかけで平成7年度からはじまった、幼児から高校生までが地域で自主的に環境保全や環境学習に取り組む全国的な活動です。

こどもエコクラブ活動が幅広く豊かに行われるように、環境学習用資材の貸し出し等により活動を支援します。令和3年度は県内18クラブ（837人）が登録されています。

環境副読本の県ウェブサイトへの掲載

中学校における環境教育の学習参考資料として「私たちの暮らしと環境」を県ウェブサイトに掲載しています。

(3) 環境アドバイザーの派遣〔県民生活環境課〕

公民館、学校などが開催する研修会等に、有識者・実践活動家などを講師として派遣しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって派遣が中止されることもありましたが、地球温暖化、水生生物調査、星空観察など多岐にわたるテーマの研修会等に71回の講師派遣（受講者数：2,600人）を行いました。

(4) 環境月間街頭キャンペーン〔県民生活環境課〕

6月の環境月間に、各種展示、実演・体験コーナー等の設置やパンフレットの配布等を通じて、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する県民の理解と関心を深めるとともに、環境保全に関する意識の高揚・啓発を図り、環境保全活動を広めていくことを目的とし、街頭キャンペーンを開催しておりますが、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止しました。



図 5-1 水生生物調査



図 5-2 環境アドバイザーの派遣

（５）愛鳥週間〔自然環境課〕

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるとともに、愛鳥週間の普及啓発のために、県内の小・中・高等学校等の児童、生徒を対象に、愛鳥週間用ポスターコンクール等を実施しました。

（６）森林づくり活動の普及・啓発〔林政課〕

緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化等、緑化の普及・啓発を図りました。

また、植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアのイベントの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図りました。

- ・令和3年度実績 森林ボランティア活動参加者数172人
(県民参加の森林づくり事業実績)

課題

- 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合が近年低迷していることから、SDGsの概念を踏まえ平成26年度から改善が見られない環境保全活動に対する無関心層の割合を低減させるための取組や、効果的な広報活動等について検討する必要があります。

5-1-2 協働取組の推進

現状・施策

（１）環境学習総合サイトの運営と情報発信〔県民生活環境課〕

身近な環境保全活動等への県民参加のきっかけづくりやネットワークづくりを推進するため、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」により、県内の環境保全活動情報やイベント情報、人材情報等を発信しました。

また、県内の環境団体や学校、事業者、環境への関心が高い県民等を対象に「ながさきグリーンサポーターズクラブ」への会員登録を推進し、会員による「環境活動eネットながさき」への情報提供を促進するとともに、会員等に対するメールマガジン（月2回発行）により219件のイベント・活動情報等を配信しました。

（２）各種団体への支援・連携の強化〔地域環境課〕

ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図っています。

（３）県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動〔地域環境課・資源循環推進課〕

ながさき環境県民会議

平成28年8月に策定した「第2次長崎県ストップ温暖化レインボープラン」、令和3年3月に策定した「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、県民・事業者・行政が互いに連携し、脱炭素で持続可能な循環型社会の構築に向けた、実践的な活動に取り組んでいます。

長崎県保健環境連合会

県では、環境美化団体組織の充実強化と県内各地区での環境保全活動の推進を図るため、各市町の自治会組織等で構成する長崎県保健環境連合会の活動を支援しています。

令和3年度は、循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する活動を支援するための補助金を交付し、市町保健環境連合会において、6月の空きかん等回収キャンペーンへの参加等、ごみの減量化、リサイクルの推進及び環境美化の実践活動を展開しました。

（４）マイバッグキャンペーン〔資源循環推進課〕

毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として、市町、消費者団体、県内小売店舗等と連携したマイバッグキャンペーンを展開しています。県内の一斉行動参加店における令和3年度のマイバッグの持参率は75.3%（コンビニを除いた場合79.5%）でした。

（５）生ごみ減量化リーダーの支援〔資源循環推進課〕

県内46人の生ごみ減量化リーダーの活動を支援するため、地区幹事会を開催し、ネットワークの強化を図りました。

各リーダーがそれぞれの地区の保育園、幼稚園、小中学校、自治会等で生ごみ堆肥化、野菜づくりの実践指導を行っており、令和3年度は、延べ317回の活動実績がありました。

課題

- 生ごみ減量化は、市町の一般廃棄物の減量化につながるため、各市町に対し、リーダーと連携した活動を促していく必要があります。
- SDGsや温暖化対策の意識醸成を図るための教育啓発へのリーダーの活用が望まれます。

5-1-3 環境保全のための人材育成

現状・施策

（１）環境学習総合サイトの運営と情報発信（再掲）〔県民生活環境課〕

身近な環境保全活動等への県民参加のきっかけづくりやネットワークづくりを推進するため、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」により、県内の環境保全活動情報やイベント情報、人材情報等を発信しました。

また、県内の環境団体や学校、事業者、環境への関心が高い県民等を対象に「ながさきグリーンサポーターズクラブ」への会員登録を推進し、会員による「環境活動eネットながさき」への情報提供を促進するとともに、会員等に対するメールマガジン（月2回発行）により219件のイベント・活動情報等を配信しました。

（２）環境活動指導者養成講座の開催〔県民生活環境課〕

子どもの環境活動への関心を高めるため、園児への環境教育を実践する幼稚園、保育所、認定子ども園の先生方を対象とした環境活動指導者養成講座を行い、日常の保育の中に自然体験や環境学習を取り入れるスキルの向上を図りました。

・令和3年度実績 大村市1回、参加者数54名

（３）環境教育に関する教職員研修の充実〔義務教育課、高校教育課〕

県教育センター研修の実施

- 環境教育研修講座～SDGsでつながる学びと野外観察の基礎・基本～

令和3年度は教育活動における持続可能な開発のための教育（ESD）や体験活動の実践的な指導力向上を図る目的で、小・中・高・特別支援学校・幼稚園の教諭等を対象に10月4・5日の2日間（オンライン研修）で開催しました。

全国的な研修の周知

- 教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修

幅広い環境教育・環境学習の普及・充実について学ぶために小・中・高等学校教員に全国的な研修を周知しました。

5-1-4 拠点としての機能を担う体制の整備

現状・施策

(1) 環境学習総合サイトの運営と情報発信（再掲）〔県民生活環境課〕

身近な環境保全活動等への県民参加のきっかけづくりやネットワークづくりを推進するため、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」により、県内の環境保全活動情報やイベント情報、人材情報等を発信しました。

また、県内の環境団体や学校、事業者、環境への関心が高い県民等を対象に「ながさきグリーンサポーターズクラブ」への会員登録を推進し、会員による「環境活動eネットながさき」への情報提供を促進するとともに、会員等に対するメールマガジン（月2回発行）により219件のイベント・活動情報等を配信しました。

(2) 研究所の一般公開〔県民生活環境課、新産業創造課、漁政課、農政課〕

県民の皆様が科学技術にふれあう機会として、令和3年度は下記のとおり一般公開しました。

表5-1 研究所の一般公開

研究機関	開催日 (来場者数)	主な内容
環境保健研究センター	中止	コロナウイルス感染症対策のため中止
窯業技術センター	中止	コロナウイルス感染症対策のため中止
総合水産試験場	中止	コロナウイルス感染症対策のため中止
農林技術開発センター	11月20日 ～11月26日 (300名)	ミライon図書館とのコラボレーション企画として、公開イベント「お茶のヒミツを解き明かそう」を開催。 〔イベント内容〕パネル展示（お茶に関する研究成果、お茶の知識）、実物展示（いろいろな製法による茶葉、県内企業が製造・販売・試作した茶加工品）、お茶の入れ方講座、県が開発した混合発酵茶の試飲、お茶に関する図書の展示と貸出



図5-3 公開イベント「お茶のヒミツを解き明かそう」（農林技術開発センター）

5-2 各種施策の基盤となる施策の充実

5-2-1 環境配慮の推進

現状・施策

(1) 環境アセスメント審査〔地域環境課〕

環境影響評価（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業者自らが事業の実施前に、その事業が環境に与える影響について、調査・予測及び評価を行うとともに、その過程と結果を広く公表し住民や知事などから意見を聴き、これらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例に規定する対象事業のうち、令和3年度は風力発電所や火力発電所、焼却施設など7件の事業について環境影響評価の審査を行いました。また、環境アセスメントの要否等を判定する制度を導入するほか判定に必要となる環境情報を県のホームページに掲載し、環境アセスメントの効率化を図っています。

(2) 「県庁エコオフィスプラン」等の実施（再掲）〔地域環境課〕

県庁エコオフィスプラン

「長崎県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」である「県庁エコオフィスプラン」に基づき、県の全所属において温室効果ガスの削減に取り組みました。

なお、令和3年度の実績については、令和3年3月に策定した「第5次県庁エコオフィスプラン」に基づき取りまとめを行っており、二酸化炭素排出量が基準年度（平成25年度）比で38.7%削減、廃棄物発生量が基準年度（平成25年度）比で5.3%の増加となりました。

環境物品等調達方針

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年度「環境物品等調達方針」を策定し、県の全所属において環境の負荷の低減に資する製品等（環境物品等）の調達を実施しています。

令和3年度は、22分野253品目について実施し、22分野の単純平均で96.3%の調達率でした。

(3) 人と環境にやさしい農業対策〔農産園芸課〕

農産物の安全性の確保、環境保全等のために農業者の最低限守るべき事柄を示し、農業生産における様々なリスクを低減する取組であるGAPを推進するため、研修会の開催やGAPを推進する指導員の養成等を行いました。（表5-2）

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料・農薬の一体的低減を行う農業者をエコファーマーとして認定し、環境と調和した農業の推進を図りました。（表5-3）

表5-2 GAP実践集団数（令和4年3月31日現在）

地 域	長崎	県央	島原	県北	五島	壱岐	対馬	合計
GAP実践集団数	19	23	38	22	5	8	5	120

表5-3 エコファーマー認定者数（令和4年3月31日現在）

地 域	県央	島原	県北	五島	壱岐	対馬	合計
エコファーマー認定者数（人）	224	130	26	0	42	12	434

課題

- 環境アセスメントに関する情報を「長崎県環境情報システム」により公開していますが、今後も制度に関する情報提供を継続・充実する必要があります。また、環境アセスメントの対象、規模等について社会状況の変化を考慮しながら検証していく必要があります。

5-2-2 適正な土地利用の推進

現状・施策

(1) 長崎県土地利用基本計画の基本方向に沿った環境に配慮した土地利用の推進〔土地対策室〕

土地利用関係各課との調整を図り、長崎県土地利用基本計画の変更を行いました。

・変更内容：都市地域 3ha拡大 農業地域 1ha縮小 森林地域 64ha縮小

5-2-3 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

現状・施策

(1) 調査研究・技術開発の推進〔県民生活環境課、新産業創造課、漁政課、農政課〕

関係部局の連携のもと、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターは、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携による研究を推進します。

表5-4 令和3年度に実施した経常研究のテーマ

研究機関	経常研究のテーマ
環境保健研究センター	・長崎県における熱中症発生の地域特性と気象との関連性に関する研究 ・藻場におけるブルーカーボンに関する研究
工業技術センター	・水素ガスの光学式検知技術の開発 ・微細気泡を活用した浄化・洗浄システムに関する研究
窯業技術センター	・陶磁器関連技術を活用した多孔質素材の開発
総合水産試験場	・温暖化に対応した藻類増養殖技術開発
農林技術開発センター	・温暖化に対応したカーネーション新品種の育成 ・気候変動に左右されない輪ギクの周年安定生産に向けた栽培技術の確立 ・近年の気候変動に対応した適地適作マップの作成（水稲、果樹、野菜） ・環境保全型害虫管理技術（天敵・インセクタリープラント等）の研究開発 ・食味・外観・病害虫抵抗に優れる高品質の暖地二期作用バレイショの新品種の開発

5-2-4 環境・エネルギー産業の育成

現状・施策

(1) 県内企業に対する事業化支援〔新産業創造課〕

新エネルギー産業等プロジェクト促進事業において、県内企業の環境・エネルギー関連分野への事業参入を促すために、水素等の事業化研究会を設置し、勉強会等の活動を実施しました。

5-2-5 公害苦情と公害紛争等の適正処理

現状・施策

(1) 公害苦情処理〔県民生活環境課、地域環境課〕

県や市町の公害担当部署には、公害紛争処理法第49条第2項に基づく公害苦情相談員や公害苦情担当職員が配置されており、住民等からの公害苦情の受付、処理にあたっています。令和3年度の公害苦情件数は次のとおりです。

表5-5 令和3年度の公害苦情件数

公害の 種類	典型7公害								その他	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	小計		
件数	143	72	4	154	3	0	161	537	360	897

（２）公害紛争処理〔県民生活環境課〕

公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法に基づき、公害審査委員候補者を委嘱し、あっせん、調停等公害紛争を処理する体制を整えています。

令和3年度は、調停等公害紛争の申請がありませんでした。

第3部 長崎県環境基本計画の進捗管理

1-1 計画の概要

本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長崎県環境基本条例第9条に基づき、長崎県環境基本計画を策定し施策を展開しています。

令和3年3月に策定した第4次計画（R3～R7）では、第3次計画に引続き、めざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に向けて4つの基本目標を掲げ、基本目標を達成するための共通施策である「環境保全のための共通の取組」も体系化し施策を展開しています。本報告では、この計画期間の初年度となる令和3年度の評価を行っています。

4つの基本目標

- 基本目標 脱炭素社会づくり
- 基本目標 人と自然が共生する地域づくり
- 基本目標 循環型社会づくり
- 基本目標 安全・安心で快適な環境づくり

1-2 計画の進捗管理

（1）進捗管理の方法

本計画の推進にあたっては、毎年度、計画の達成状況等について点検・評価（自己評価）し、庁内組織である「21長崎県環境づくり推進本部（幹事会）」において分析・管理を行うとともに、「長崎県環境審議会」へ報告し、意見・提言をいただくことで進捗管理を行います。

本計画では、重点的に推進する必要がある施策に関して24項目の数値目標を設定しており、進捗管理はこの数値目標に係る達成状況の分析により実施しています。

なお、24項目の数値目標のうち15項目が「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の数値目標と同一指標であることから、評価方法について整合を図るため、長崎県総合計画における評価方法と同様とし、以下の「達成」、「順調」、「やや遅れ」、「遅れ」の区分により評価しています。

<数値目標の達成状況の評価方法>

達成	最終年度の目標値を既に現時点で達成したもの（累計ベースの指標のみ該当）
順調	当該年度の目標値を達成したもの（「達成」に該当するものを除く）
やや遅れ	当該年度の目標値を達成できなかったが、基準値と比較すると改善傾向にあり、かつ、目標値に対する実績値の割合（達成率）が70%以上のもの
遅れ	当該年度の目標値を達成できず、基準値よりも実績値が悪化したもの。または、目標値に対する実績値の割合（達成率）が70%未満のもの

達成率に関し、「累計ベースの数値目標（累計目標）」及び「削減することを目指す目標（削減目標）」では、基準値からの伸び率（減少率）を示すため、 $(\text{実績値} - \text{基準値}) / (\text{目標値} - \text{基準値})$ 等により算出しています。なお、削減目標において実績値が基準値より増加した項目は達成率0%と表記しています。

当該年度の実績値が算定中の場合は、直前年度の実績をもとに、「順調」、「やや遅れ」、「遅れ」のいずれかにより評価しています。

(2) 進捗状況の評価結果

各数値目標について、令和3年度の評価結果を下表のとおりまとめました。

数値目標24項目のうち、実績値が「算定中」等の3項目を除く、21項目の進捗状況は、目標を達成したもの（達成・順調）が12項目、目標を達成できなかったものの改善傾向にあるもの（やや遅れ）が2項目、目標を達成できず今後の進捗に課題があると考えられるもの（遅れ）が7項目でした。

表 数値目標の評価結果（R3年度）

基本目標等		数値 目標数	評価可能 数値目標数	達成・順調	やや遅れ	遅れ
基本目標	脱炭素社会づくり	6	4	2	1	1
			100%	50%	25%	25%
基本目標	人と自然が共生する 地域づくり	3	3	2	0	1
			100%	67%	0%	33%
基本目標	循環型社会づくり	4	4	3	0	1
			100%	75%	0%	25%
基本目標	安全・安心で快適な 環境づくり	10	9	5	1	3
			100%	56%	11%	33%
共通的取組	（行動と参画・協働の 推進、各種施策の基盤 となる施策の充実）	1	1	0	0	1
			100%	0%	0%	100%
合計		24	21	12	2	7
			100%	57%	10%	33%

(3) 進捗に遅れがある項目の今後の対応方針等

進捗状況の評価結果で「遅れ」がある7項目は次のとおりです。なお、下表のNo.12は、実績値が算定中のため令和2年度の実績値を基に判断しています。

今後の対応方針は、「進捗に遅れがある項目の評価結果（詳細版）」に記載しています。

< 進捗に遅れがある項目一覧 >

区分	指標名	No.
基本目標	搬出間伐面積	4
基本目標	自然公園利用者数	9
基本目標	一般廃棄物リサイクル率	12
基本目標	水質汚濁に係る環境基準（海域COD）の適合率	15
	大村湾の水質（COD75%値平均）	17
	「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合（地区指定前と比較した散乱ごみの割合）	23
共通の取組	身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	24

指標名の「 」は、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の数値目標と同一指標であるもの

< 進捗に遅れがある項目の評価結果（詳細版） >

＜基Ⅰ＞ 搬出間伐面積（数値目標No.4）								[担当課：農林部林政課]
基準値 （基準年）	最終目標	年度	目標値①	実績値②	②／①	基準値 との比較	進捗状況	進捗状況の分析・今後の対応方針
2,081ha (R1年度)	2,900ha (R12年度)	R3	2,218ha	1,707ha	76%	×	遅れ	〔進捗状況の分析〕 温室効果ガスを吸収するなど、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、1,707haの搬出間伐を実施。 一部、搬出間伐の対象となる森林の境界画定に時間を要する箇所があったため、進捗は「遅れ」となった。 〔今後の対応方針〕 搬出間伐対象地の調査について、年間スケジュールを整理し、より計画的に実施できるよう支援を行う。
		R4	2,267ha					
		R5	2,335ha					
		R6	2,410ha					
		R7	2,490ha					
＜基Ⅱ＞ ☆自然公園利用者数（数値目標No.9）								[担当課：県民生活環境部自然環境課]
基準値 （基準年）	最終目標	年度	目標値①	実績値②	②／①	基準値 との比較	進捗状況	進捗状況の分析・今後の対応方針
14,069千人 (R1年度)	14,591千人 (R7年度)	R3	14,243千人	7,731千人	54%	×	遅れ	〔進捗状況の分析〕 令和2年以降、新型コロナウイルスの影響により、外国人観光旅行客はもとより、イベントの中止や県外往来自粛や外出自粛等の各種要請に伴う国内旅行客の減少により、自然公園の利用者数は大幅に減少し、目標を達成することはできなかった。 〔今後の対応方針〕 今後も計画的に適切な維持管理を行い、施設のユニバーサルデザイン化等を進め、利用者のニーズにあった快適で安全な空間づくりを進めるなど、自然公園の利用環境を向上させ、自然公園利用者数の増加をめざす。
		R4	14,330千人					
		R5	14,417千人					
		R6	14,504千人					
		R7	14,591千人					
＜基Ⅲ＞ ☆一般廃棄物リサイクル率（数値目標No.12）								[担当課：県民生活環境部資源循環推進課]
基準値 （基準年）	最終目標	年度	目標値①	実績値②	②／①	基準値 との比較	進捗状況	進捗状況の分析・今後の対応方針
15.6% (R1年度)	20.0% (R7年度)	R3	16.4%	算定中	-	-	遅れ	〔進捗状況の分析〕 昨年度に引き続き、県民・事業者・行政等から構成される「ながさき環境県民会議」を中心に、各主体による廃棄物の減量化とリサイクルを促進するための取組を実施しているが、令和2年度のリサイクル率は15.9%で、全国値（20.0%）より低い状況が続いている。 〔今後の対応方針〕 「ながさき環境県民会議」を中心に、各主体によるリサイクルを促進するための取組を実施する。 長崎県廃棄物対策連絡協議会において、各市町が抱える課題等を協議し、県・市町で連携を強化して県内の課題解決に取り組む。
		R4	17.3%					
		R5	18.2%					
		R6	19.1%					
		R7	20.0%					
＜基Ⅳ＞ ☆水質汚濁に係る環境基準（海域COD）の適合率（数値目標No.15）								[担当課：県民生活環境部地域環境課]
基準値 （基準年）	最終目標	年度	目標値①	実績値②	②／①	基準値 との比較	進捗状況	進捗状況の分析・今後の対応方針
86% (H27～R1年度平均)	86% (R7年度)	R3	86%	76%	88%	×	遅れ	〔進捗状況の分析〕 生活排水等の処理率向上や工場・事業場排水の監視等により、H28年度からR1年度までは目標を上回る達成率となったが、R2年度には閉鎖性水域である大村湾や有明海等の19地点で環境基準を超過し、令和3年度には18地点で超過した。このため、76地点中58地点で環境基準の達成となり、達成率は88%となった。 〔今後の対応方針〕 今後も引き続き環境基準の達成状況や経年変化を把握するとともに、工場・事業場排水の監視等を行う。なお、閉鎖性水域については、各種計画に基づき、市町等関係機関と連携して水質改善対策に取り組む。
		R4	86%					
		R5	86%					
		R6	86%					
		R7	86%					

＜基Ⅳ＞ ☆大村湾の水質（COD75%値平均）（数値目標No.17）							[担当課：県民生活環境部地域環境課]	
基準値 (基準年)	最終目標	年度	目標値①	実績値②	②／①	基準値 との比較	進捗状況	進捗状況の分析・今後の対応方針
2.0mg/L (R1年度)	2.0mg/L (毎年度)	R3	2.0mg/L	2.4mg/L	-	×	遅れ	[進捗状況の分析] 大村湾の水質対策については、地域住民や市町と連携して、生活排水対策や下水道の整備、工場排水対策等、流域から流入する負荷削減対策を進めている。 しかしながら、令和3年度の大村湾の水質は未達成であり、大雨による流域からの負荷流入などさまざまな要因が考えられる。
		R4	2.0mg/L					
		R5	2.0mg/L					[今後の対応方針] 大村湾の水質については、大雨による流域からの負荷流入などを注視するとともに、新たな流入負荷削減対策の検討に向けた河川調査等を実施する。
		R6	2.0mg/L					
		R7	2.0mg/L					
＜基Ⅳ＞ 「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合（数値目標No.23）							[担当課：県民生活環境部資源循環推進課]	
基準値 (基準年)	最終目標	年度	目標値①	実績値②	②／①	基準値 との比較	進捗状況	進捗状況の分析・今後の対応方針
7% (R1年度)	7% (R7年度)	R3	7%	11%	63%	×	遅れ	[進捗状況の分析] ここ数年目標値（7％）以下であったが、令和3年度は一部の指定地区で大量の散乱ごみが発生し、割合が増加している。
		R4	7%					
		R5	7%					[今後の対応方針] 定期的な巡回指導を引き続き実施し、ごみのポイ捨ての防止を図る。また、指定地区の看板の更新、啓発資材の設置を検討する。
		R6	7%					
		R7	7%					
＜共通＞ ☆身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（数値目標No.24）							[担当課：県民生活環境部県民生活環境課]	
基準値 (基準年)	最終目標	年度	目標値①	実績値②	②／①	基準値 との比較	進捗状況	進捗状況の分析・今後の対応方針
62% (H30年度)	84% (R7年度)	R3	71.4%	60.6%	84%	×	遅れ	[進捗状況の分析] 前年度と比較して、身近な環境保全活動に十分にに取り組んでいると考えている人の割合は増加し、3年ぶりに60%を超えたものの、目標達成には至らなかった。近年の地球温暖化による気候変動や、海洋プラスチックごみによる生態系への影響など環境問題は多様化しているが、全体の約3分の1が「関心がない」と回答しており、実体験型、情報発信型など様々な手法による普及啓発が必要である。
		R4	74.6%					
		R5	77.8%					[今後の対応方針] 若年層を中心に引き続き環境教育を推進し、具体的な行動に移すため、地域や職域の身近な課題に関連する体験活動を通じた学びの実践や世代に応じた取組、主体間・地域間・世代間の協働による学び合いや経験・ノウハウの共有促進のための場づくり、コーディネート機能の充実、消費者教育等他の分野との連携強化など、SDGsやESDを取り入れて、専門家や庁内関係課等と協議しながら施策展開していく。
		R6	81.0%					
		R7	84.1%					

【備考】指標名の「 」・・・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025 の数値目標と同一指標であるもの
 / の「 - 」・・・算出できない場合
 基準値との比較の「○」・・・実績値が基準値以上の場合
 " 「×」・・・実績値が基準値を下回っている場合
 " 「 - 」・・・算出できない場合

1-3 施策の令和3年度取組内容（実績）

（1）各施策の実施状況について

本計画に記載されている各施策（150 施策、170 事業）について、担当部局における取組状況を調査しました。このうち8事業が「取組なし」又は「実績なし」ですが、残りの162事業は着実に実施されています。今後も必要に応じて事業内容の見直しや改善等を行いながら、継続して取組を実施します。

<参考> 目標の進捗状況（個別表） 基本目標 脱炭素社会づくり

基本目標 脱炭素社会づくり								
1 地球温暖化対策（緩和策）の推進								
温室効果ガスの排出抑制								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
県内における温室効果ガスの排出抑制	目標値（ ）		791.6万 t-CO ₂	780.3万 t-CO ₂	768.9万 t-CO ₂	757.5万 t-CO ₂	746.2万 t-CO ₂	746.2万 t-CO ₂ （R7年度）
	実績値（ ）	1,078.2万 t-CO ₂ （H25年度）	算定中					進捗状況
	達成率（ / ）							-
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
県内におけるエネルギー消費量	目標値（ ）		130千TJ	129千TJ	127千TJ	125千TJ	124千TJ	124千TJ（R7年度）
	実績値（ ）	144千TJ（H25年度）	算定中					進捗状況
	達成率（ / ）							-
再生可能エネルギーの導入促進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
県内における再生可能エネルギーの導入量（MW）	目標値（ ）		-	-	-	-	-	1,360MW（R12年度）
	実績値（ ）	1,024MW（R1年度）	1,128MW					進捗状況
	達成率（ / ）		110%					順調
温室効果ガスの吸収機能の保全と強化								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
搬出間伐面積	目標値（ ）		2,218ha	2,267ha	2,335ha	2,410ha	2,490ha	2,900ha（R12年度）
	実績値（ ）	2,081ha（R1年度）	1,707ha					進捗状況
	達成率（ / ）		76%					遅れ
2 気候変動適応策の普及促進								
気候変動（地球温暖化）の影響が予防・軽減された社会づくりの促進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
気候変動適応に関する認識度	目標値（ ）		50%	60%	70%	80%	90%	90%（R7年度）
	実績値（ ）	40%（R1年度）	42%					進捗状況
	達成率（ / ）		84%					やや遅れ
脱炭素社会の実現を目指した災害にも強いまちづくりの推進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
J-クレジット認証量（累積）	目標値（ ）		2,600トン	3,900トン	5,200トン	6,500トン	7,800トン	7,800トン（R7年度）
	実績値（ ）	1,366トン（R1年度）	3,593トン（R3年度）					進捗状況
	達成率（ / ）		138%					順調

【備考】指標名の「 」・・・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の数値目標と同一指標であるもの
 実績値の「算定中」・・・今後判明する場合
 達成率（ / ）の「-」・・・算出できない場合

<参考> 目標の進捗状況（個別表） 基本目標 人と自然が共生する地域づくり

基本目標 人と自然が共生する地域づくり								
1 生物多様性の保全								
多様な主体による参画								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
生物多様性保全と利用活動に取り組む会社員の参加割合	目標値（ ）		20%	22%	26%	32%	40%	40% （R7年度）
	実績値（ ）	18% （R1年度）	31%					進捗状況
	達成率（ / ）		155%					順調
生物多様性の保全								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
法令規制及び保全事業活動により守られた生物多様性を構成する野生動植物の種数	目標値（ ）		65種	68種	71種	74種	77種	77種 （R7年度）
	実績値（ ）	59種 （R1年度）	73種					進捗状況
	達成率（ / ）		112%					順調
2 自然の恵みがもたらす地域資源の活用								
地域振興のための自然資源の活用								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
自然公園利用者数	目標値（ ）		14,243千人	14,330千人	14,417千人	14,504千人	14,591千人	14,591千人 （R7年度）
	実績値（ ）	14,069千人 （R1年度）	7,731千人					進捗状況
	達成率（ / ）		54%					遅れ

【備考】指標名の「 」・・・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の数値目標と同一指標であるもの
 実績値の「算定中」・・・今後判明する場合
 達成率（ / ）の「 - 」・・・算出できない場合

<参考> 目標の進捗状況（個別表） 基本目標 循環型社会づくり

基本目標 循環型社会づくり								
1 プラスチックごみ対策の推進								
県、市町における海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策の実施								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
官民による海岸漂着物等の回収活動事業数	目標値（ ）		93事業	94事業	96事業	99事業	100事業	100事業（R7年度）
	実績値（ ）	92事業（R1年度）	102事業					進捗状況
	達成率（ / ）		110%					順調
不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
不法投棄撤去率	目標値（ ）		97%	97%	97%	97%	97%	97%（R7年度）
	実績値（ ）	97%（R1年度）	98%					進捗状況
	達成率（ / ）		101%					順調
2 廃棄物の4Rと適正処理の推進								
ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用の推進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
一般廃棄物リサイクル率	目標値（ ）		16.4%	17.3%	18.2%	19.1%	20.0%	20.0%（R7年度）
	実績値（ ）	15.6%（R1年度）	算定中					進捗状況
	達成率（ / ）		-					遅れ
排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する適正処理の推進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
産業廃棄物処理業者基準適合率	目標値（ ）		97%	97%	97%	97%	97%	97%（R7年度）
	実績値（ ）	97%（R1年度）	97%					進捗状況
	達成率（ / ）		100%					順調

【備考】指標名の「 」・・・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の数値目標と同一指標であるもの
 実績値の「算定中」・・・今後判明する場合
 達成率（ / ）の「-」・・・算出できない場合

<参考> 目標の進捗状況（個別表） 基本目標 安全・安心で快適な環境づくり

基本目標 安全・安心で快適な環境づくり								
1 大気環境の保全								
PM2.5等大気汚染物質対策等の推進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
大気環境基準適合率（県内42測定局で常時監視した大気汚染物質6物質（PM2.5、NOx、SOx、SPM、CO、Ox）の環境基準適合率の平均値）	目標値（ ）		87%	87%	87%	87%	87%	87%（毎年度）
	実績値（ ）	87%（H27～R1年度平均）	88%					進捗状況
	達成率（ / ）		101%					順調
2 水環境の保全								
水環境の保全の推進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
水質汚濁に係る環境基準（海域COD）の適合率（海域水質調査地点数に対する環境基準適合地点数の割合）	目標値（ ）		86%	86%	86%	86%	86%	86%（R7年度）
	実績値（ ）	86%（H27～R1年度平均）	76%（速報値）					進捗状況
	達成率（ / ）		88%					遅れ
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
水質汚濁に係る環境基準（海域全窒素及び全磷）の適合率（海域水質調査地点数に対する環境基準適合地点の割合）	目標値（ ）		71%	71%	71%	71%	71%	71%（毎年度）
	実績値（ ）	71%（H27～R1年度平均）	81%					進捗状況
	達成率（ / ）		114%					順調
大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
大村湾の水質（COD75%値平均）	目標値（ ）		2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L（毎年度）
	実績値（ ）	2.0mg/L（R1年度）	2.4mg/L					進捗状況
	達成率（ / ）		-					遅れ
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
諫早湾干拓調整池の水質（COD75%値平均）	目標値（ ）		-	-	-	-	5.0mg/L	5.0mg/L（R7年度）
	実績値（ ）	8.6mg/L（R1年度）	8.0mg/L					進捗状況
	達成率（ / ）		-					-
島原半島の地下水の保全								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
島原半島地下水定期モニタリング調査（17地点）における硝酸性窒素等の環境基準超過地点数	目標値（ ）		8地点以下	8地点以下	8地点以下	8地点以下	7地点以下	7地点以下（R7年度）
	実績値（ ）	8地点（R1年度）	8地点					進捗状況
	達成率（ / ）		100%					順調
污水处理施設の普及拡大と高度処理の推進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
污水处理人口普及率	目標値（ ）		83.3%	83.9%	84.4%	85.0%	85.6%	85.6%（R7年度）
	実績値（ ）	81.7%（R1年度）	83.2%					進捗状況
	達成率（ / ）		99%					やや遅れ

【備考】指標名の「 」・・・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の数値目標と同一指標であるもの
 実績値の「算定中」・・・今後判明する場合
 達成率（ / ）の「-」・・・算出できない場合

< 参考 > 目標の進捗状況（個別表） 基本目標 安全・安心で快適な環境づくり

3 環境保健の推進								
有害物質に対する健康対策の推進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
有機大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン（大気汚染防止法で規定された環境基準がある4物質））環境基準達成率	目標値（ ）		100%	100%	100%	100%	100%	100%（毎年度）
	実績値（ ）	100%（R1年度）	100%					進捗状況
	達成率（ / ）		100%					順調
排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する適正処理の推進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
環境中のダイオキシン類調査にかか る環境基準適合率	目標値（ ）		100%	100%	100%	100%	100%	100%（毎年度）
	実績値（ ）	100%（R1年度）	100%					進捗状況
	達成率（ / ）		100%					順調
4 快適で美しいまちの保全								
良好な景観の形成と保全								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
「ごみの投げ捨て等防止重点地区」 の散乱ごみの割合（地区指定前と比 較した散乱ごみの割合）	目標値（ ）		7%	7%	7%	7%	7%	7%（R7年度）
	実績値（ ）	7%（R1年度）	11%					進捗状況
	達成率（ / ）		63%					遅れ

【備考】指標名の「 」・・・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の数値目標と同一指標であるもの
 実績値の「算定中」・・・今後判明する場合
 達成率（ / ）の「-」・・・算出できない場合

< 参考 > 目標の進捗状況（個別表） 環境保全のための共通取組

環境保全のための共通取組								
1 行動と参画・協働の推進								
持続可能な社会の構築のための環境保全活動の促進や環境教育等の推進								
指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標（年度）
身近な環境保全活動に取り組んで いる人の割合	目標値（ ）		71.4%	74.6%	77.8%	81.0%	84.1%	84%（R7年度）
	実績値（ ）	62%（H30年度）	60.6%					進捗状況
	達成率（ / ）		84%					遅れ

【備考】指標名の「 」・・・長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の数値目標と同一指標であるもの
 実績値の「算定中」・・・今後判明する場合
 達成率（ / ）の「-」・・・算出できない場合

長崎県環境白書

令和 5 年 2 月

長崎県県民生活環境部

県民生活環境課

〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号

電話：095-824-1111

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/kankyo/index.html>